



ミャンマーの
文化行政と文化遺産に関する
歴史人類学的研究

研究課題番号 17520556

平成17年度～平成19年度科学研究費補助金（基盤研究（C））研究成果報告書



平成20年3月

研究代表者 高谷 紀夫

(広島大学大学院総合科学研究科教授)

はしがき

本報告書は、平成 17～19 年度科学研究費補助金基盤研究(C)「ミャンマーの文化行政と文化遺産に関する歴史人類学的研究」の成果をまとめたものである。研究組織、研究経費及びこれまでに行われた本補助金による研究成果の発表は以下の通りである。

尚、本研究の実現にあたっては、現ミャンマー政権では初めてとなる長期客員研究員として 1996-1997 年に本研究代表者を受け入れ、以後学術交流を重ねている大学歴史研究センター、歴史委員会及び SEAMEO CHAT (東南アジア教育省組織歴史伝統地域センター) の構成員、ヤンゴン大学人類学科の方々に様々なご支援をいただいた。特に、歴史委員会副議長(研究職)のサイアウントゥン (U Sai Aung Tun) 氏及び大学歴史研究センター主任研究員チョウニェイン (U Kyaw Nyein) 氏を海外共同研究者として豊富な情報と視座の提供を受けた。この場を借りて全ての支援者の方々に謝意を表したい。

[研究組織] 研究代表者 高谷 紀夫 (広島大学大学院総合科学研究科 教授)

[交付決定額 (配分額)]

(金額単位: 千円)

	直接経費	間接経費	合計
平成 17 年度	1,500	0	1,500
平成 18 年度	900	0	900
平成 19 年度	800	240	1,040
総計	3,200	240	3,440

[研究発表]

ア) 雑誌論文

- (1) TAKATANI Michio, "Past and Present of Foreign Students" Scholarship Program: Some Remarks on Academic Exchanges between Southeast Asian Countries and Japan," *Myanmar Historical Commission Conference Proceedings, Part III*, 査読有り、2005 年 164-194 頁.
- (2) 高谷紀夫「日本とミャンマーの言語行動対照分析」『講座・日本語教育学』(縫部義憲監修、町博光編集、スリーエーネットワーク刊、第2巻、査読有り、2006年、213-222頁.
- (3) TAKATANI Michio, "Who are the Shan? An Ethnological Perspective," Mikael Gravers (ed.) *Exploring Ethnic Diversity in Burma*, 査読有り、2007年、178-199頁.

イ) 口頭発表

(1) 高谷紀夫

「シャンの行方、シャン文化の行方～民族表象のポエティクスとポリティクス～」
東北人類学談話会・中四国人類学談話会合同研究会（平成 18 年 10 月 21 日）
東北大学文学部・教育学部棟 大会議室

(2) 高谷紀夫

「ビルマ民族学研究の系譜～民族学者ウー・ミンナイン (U Min Naing) の肖像～」
第 27 回中四国地区人類学談話会（平成 19 年 7 月 21 日）
広島大学東千田キャンパス 205 号教室

ウ) 図書（単著）

- (1) 高谷紀夫 法蔵館『ビルマの民族表象～文化人類学の視座から～』2008 年、
全 380 頁。（平成 19 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）による）

[研究成果]

本報告書は、研究代表者が、本報告に先立つ研究蓄積（平成 11～13 年度科学研究費補助金基盤研究(C) (2) 「ミャンマーの国民文化形成に関する人類学的研究」及び平成 14～16 年度科学研究費補助金基盤研究(C) (2) 「ミャンマーのシャン族を中心とするエスニシティの動態に関する人類学的研究」による研究成果等）を基盤に、多民族国家ミャンマー（旧ビルマ）の文化行政と文化遺産の諸相に関して人類学的手法から考察を試みたものである。

①研究目的の概要

本研究は、多民族国家ミャンマー（旧ビルマ）が、1948 年の独立以降、どのような文化行政を実施し、その文脈において、諸民族文化がどのように文化遺産として選別認定されてきたかについて、現地資料を活用して分析を試みることを主目的とする。本研究では、独立以前の英領植民地時代に、多数民族であるビルマ族系に連なる諸民族に関する考古学資料を中心とする文化行政が実施され、間接統治下にあった非ビルマ系の少数民族文化がその管轄外にあったが、連邦制を採用した独立以降において、次第に文化行政の対象として位置づけられ、1990 年代以降に入るとビルマ族中心の国民文化形成政策と相克していく過程に着目している。諸民族の文化遺産が、誰によって、どのように選別されあるいは認定され、諸民族のあるいは多民族国家の表象として政治的に活用されていくかを、現地研究者の支援を得ながら継続的に分析する計画内容である。本計画の実践過程では、研究代表者が、客員研究員をしていた唯一の国史編纂研究機関であるミャンマー大学歴史研究センターとその上部機関である歴史委員会の研究者と共同で、調査研究を遂行した。

②研究計画の学術的な特色・独創性及び予想される結果と意義

近現代、独立を達成した多民族国家を統治する政権が先導する文化行政と文化遺産に関

する諸政策は、国家主権の堅持、経済発展と並び、国内の民族間関係の安定及び国威高揚のために重要な位置を占めている。ミャンマー（旧ビルマ）の文化行政は、少数民族省による民族間関係政策の時代を経て、1952年の連邦文化省の設立以降、本格化する。連邦文化省はその後1972年に文化省と改名されるが、その下部組織は、植民地時代以来の考古局と、諸民族文化を管轄する文化館局であった。その後、芸術局が新設されることになる。考古局が1987年から1992年まで計画財務省管轄に置かれ、1962年から1984年までその一部局であった歴史調査局が教育省に移管されるなどのリストラがあったが、その後の文化省は、最近まで考古局、文化館局、芸術局を基本的に下部組織としてきた。2007年になって、大学歴史研究センターの所管省庁が教育省から文化省に移管されたのに伴い、現在は歴史調査局として形式的にはかつての構成に戻っている。正式な期日は未調査だが、同センターの紀要である *Myanmar Historical Research Journal* の No. 18 (DEC. 2006) が教育省、半年後 No. 19 (JUN. 2007) は文化省下で出版されている。

ミャンマーの文化行政に関する調査研究は、皆無に等しい。文化遺産に関しては、11～13世紀にビルマ族最初の王朝として登場するバガンが、1998年にユネスコ世界文化遺産候補となったが、登録が見送られ、現在は、バゴー、マンダレーの王宮復元と共に、対内的には国威高揚を目的に、対外的には観光行政と連動してそれぞれの考古学的遺産が活用されつつある。本研究の代表者は、すでにミャンマーの観光行政に関する調査研究を発表しており（高谷紀夫 1999『ミャンマーの観光人類学的研究』広島大学総合地誌研究資料センター）、文化行政との関連性を指摘している。

本研究は、ミャンマーの文化行政と、特に諸民族の文化遺産に関する学術研究であり、多民族国家研究において、人類学的に重要な意義がある。また本研究の代表者は、独立以降、一貫して文化館局の主任研究員として活躍してきたミンナイン(U Min Naing)氏へのインタビューを継続的に実施し、現地の民族学者から見た文化行政と文化遺産の評価は、本研究計画の学術面における独創性である。残念ながら、同氏は、2004年9月14日に他界した。

本研究報告書は、故ミンナイン氏の足跡とその手法に迫ることで、彼の業績に敬意を表したオマージュであるとともに、ミャンマーの文化行政をめぐる、特に native の民族学者による民族学的営為に関する資料収集と考察の結果である。従って、今後入手不可能な希少価値の高い資料を含む。

③国内外の関連する研究の中での当該研究の位置づけ

文化行政及び文化資源に関する研究は、東京大学の山下晋司氏を代表とする研究グループ等により、かなりの蓄積が認められる。また文化遺産に関する研究は、ツーリズム研究を先導してきた国立民族博物館の石森秀三氏と客員である西山徳明氏等による共同研究等で分析が試みられている。

一方、本研究が対象とするミャンマーに関しては、上記研究と比較可能な成果はほとんどなく、さらに1962年以来、軍事政権が実権を掌握してきたために、学術交流の鎖国状態が継続し、特に人類学及び民族学を中心とする調査研究は、同国文化省文化館局が実施したに留まっている。その研究成果自体は貴重なものだが、1990年代に入って、同国大

学歴史研究センターが中心となって国際学術会議が次々と開催され、学術交流が本格化する環境が整いつつあり、本研究の代表者は、その現地でのネットワークを活かして積極的に研究成果を現地に還元する努力を重ねている。本研究は、国際学術交流の重要性を十分認識しながら、ミャンマーの文化行政と文化遺産に関して、現地研究者と共同で、人類学的に検討する。また本研究は、独立以降の諸民族研究を先導してきたある現地の民族学者の生涯とその研究蓄積に着目する貴重な研究実践であり、その研究成果の現地への還元が期待されている。

本研究報告書の概要を説明する。

第一部は、独立以降、民族学研究の立場から文化行政に長く参画した故ミンナイン氏の足跡をたどり、その学術的位置づけを確認する。また、彼が中心となって運営した民族学的アプローチの手法に関して分析を試みる。第二部では、未発表のミャンマーの観光人類学的研究論文を添付する。第三部は、資料編として収集できたミンナイン氏の論文・エッセイを収録する。収集にあたっては、ウインティンウィン (Win Tin Win) 氏、ヤンアウン (Yan Aung) 氏の協力を得た。第四部は、ヤンゴン大学人類学科五十年史 (1950-1999 年) を、同学科がまとめたものである。なお、「ミャンマーは、135 の民族 (タインインダー、*tainyindha*) で構成される多民族国家である」という言説は、連邦制保持の政治的文脈でしばしば見られる。その数字は、1983 年の国勢調査に基づいた総計であるが、必ずしも学術的な調査研究によるものとは考えにくい民族名も一部含まれている。同様な数字が、1973 年の国勢調査では公表されていないことを考慮すれば、民族論議的状况において留意すべき数字である。第一部末尾にその一覧を報じた新聞記事を添付する。

本研究の着想の契機は、先述したように、先行する「ミャンマー国民文化形成」「ミャンマーのエスニシティ」に関する考察と同様で、1996-97 年に文部省在外研究員としてミャンマーの大学歴史研究センター客員研究員となり、ミャンマーの諸民族文化の形成と変容に関する人類学的研究を行った経験にある。「国民文化」と「諸民族文化」は、別個に構築されるものではなく、政治的な力関係を背景に、いわば綱引きの関係にあり、本研究で対象とした少数民族文化の保存の担い手たちは、その綱引き関係におけるパワー・ポリティクスという現実をより意識せざるをえない立場にある。ビルマ文化を中心とする国民文化の形成過程においては、多民族国家の「多民族性」を表象する文脈で引用されるに留まっているのが現実なのである。またそれらを客体化し、文化遺産として文化行政の対象としてきたという独立以降の状況がその背景にある。

本研究代表者は、上記の滞在期間中、またそれ以降に同センター及びその上部機関で国史編纂の指導的な立場にある歴史委員会と接触する過程で、国民文化の形成がこれらの機関を通じて実践されつつある現場に立ち会い、その一方で取り残されていくかのように見える地方文化・少数民族文化の動向を記録してきた。また学術ネットワークの構築の過程で、現地の民族学者との情報交換を深めてきた。本報告書は、それらのデータ収集と参与観察を基盤とする研究成果である。今後もミャンマーという未開拓なフィールドに関与し、研究成果の還元を継続しながら「他者」としてどのような国際貢献が学術的に可能かということ常を常に念頭におきつつ研鑽を着実に積み重ねたいと念じている。

第一部 民族学者 ウー・ミンナイン

1. はじめに

ビルマ世界の諸民族は、どのように対象として調査され、記述され、引用されてきたのだろうか。その問いは、誰が、どのような「名」の民族を、どのような研究手法で調査し、記述し、引用してきたかという問いと重なる。ビルマ（現ミャンマー）連邦の独立以来、文化行政の中心だった文化省の民族調査の代表がウー・ミンナイン（U Min Naing, B.A.）（1925-2004）であった。

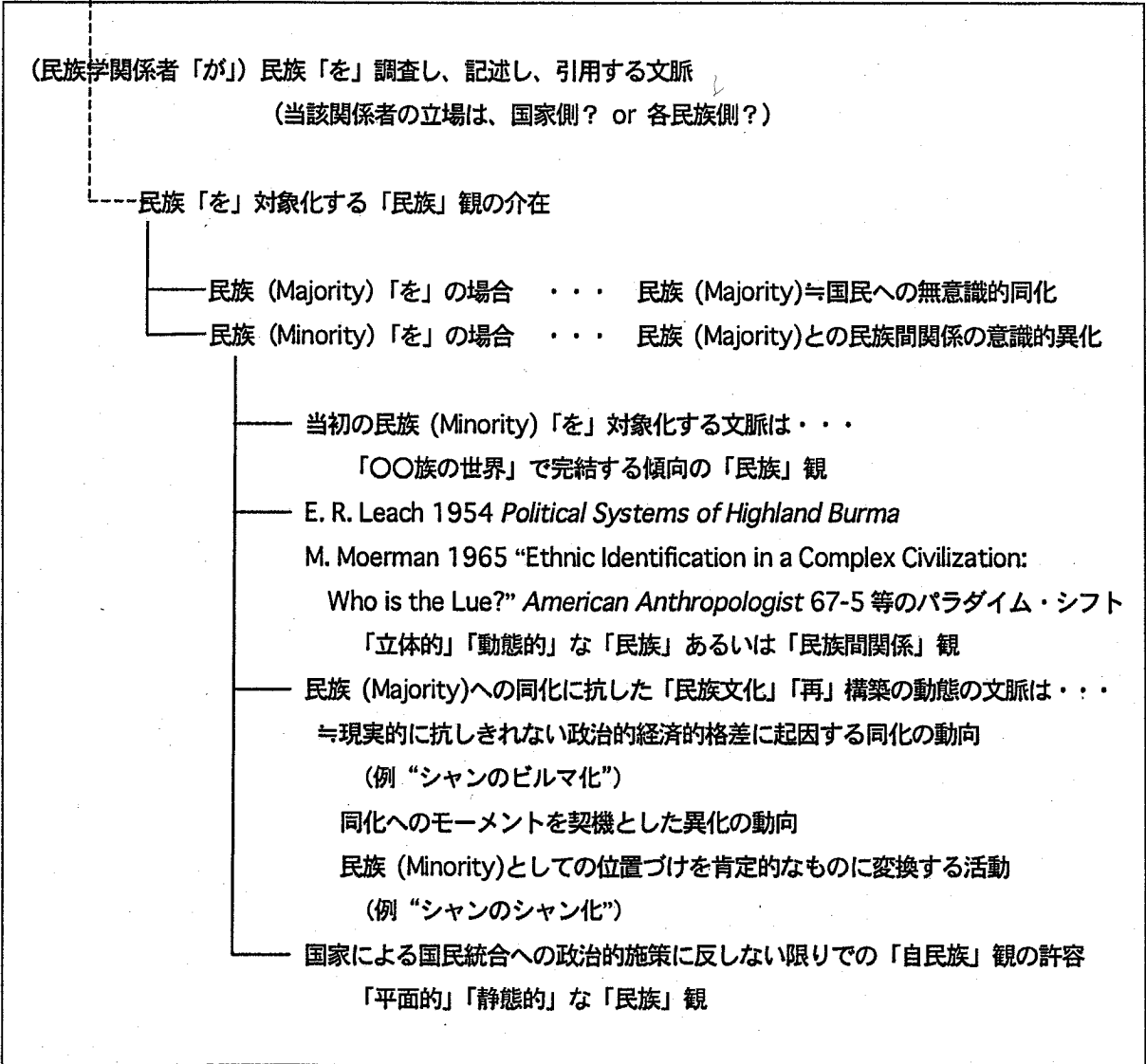
多民族国家ミャンマーの文化行政と民族学（あるいは文化人類学）の接点を、歴史的に考察しようとするなら、彼の存在は避けて通れない。その理由はいくつかある。

第一に、後述の業績リストにあるように、独立以降、最近に至るまで、同国内で広く民族学的な現地調査を実践し、その成果を上述してきた研究者は、彼以外にいないということ。第二に、植民地時代まで遡り、現在に至るまで、多民族国家ミャンマー（ビルマ）周辺の民族学的・文化人類学的研究において引用に耐える重要な資料は、行政官として、またシュエーヨー（Shway Yoe）というペンネームで執筆活動をしてきたスコット（James George Scott）の代表的な仕事である『上ビルマ・シャン諸州地誌（*Gazetteers of Upper Burma and the Shan States*）』五巻（1900-1901）であり、それを超える大部な仕事はなく、その検証を含めて将来の課題として残っている民族学的状況において、ウー・ミンナインは国際的にも引用される業績を上梓してきた民族学者であること。たとえば、彼が1960年に文化省から出版したものを翻訳した *National Ethnic Groups of Myanmar*（2000）は、ビルマ語を解さない読者への貴重な民族的営みであった。いうまでもなく、この点に関しては、独立以降この国民国家を取り巻く政治的状況が国際的にも国内的にも不安定で、特に1962年のネーウィンによる軍事クーデター以降、内外の民族学者による現地研究が皆無に近い状態にあったことを付記しなければならない。その状況下で文化省の行政官であったウー・ミンナインは広く多民族状況を直接観察できた唯一の人物だったのである。第三に、第二点と関係するが、彼自身その事情をおそらく熟知していて、植民地時代の民族学的研究等を多数引用しており、その延長線上に自らの民族学的手法を位置づけようとしていたことがうかがえるのである。そのことが彼の業績の学術的価値を支えているのである。その文脈を「民族論的状況に置けるポリティクスとポエティクス」として整理すると次頁になる。

残念ながら、彼は2004年9月14日に他界した。本研究代表者は、遺族である娘さんの許可を得て、彼の遺品及び研究業績等に接する機会があり、その生涯を忍びながら、民族学者ウー・ミンナインの経歴と業績を、ミャンマーの文化行政の変遷にアプローチする本研究の目標に従ってフォローすることにしたい。

民族論的状况におけるポリティクスとポエティクスの文脈

(国家「が」)	民族「を」表象する文脈	多民族国家における“民族的多様性と統一” ～国民統合への政治的メッセージ～
(各民族「が」)	民族「を」表象する文脈	自民族意識高揚 (まとめる原理)
	— 民族 (Majority) 「が」 の場合	・・・ 自民族意識≒国民意識
	— 民族 (Minority) 「が」 の場合	・・・ 自民族意識



(国家「が」)	民族「で」表象する文脈	民族の連帯、団結
(各民族「が」)	民族「で」表象する文脈	民族間の差異化 (差異化する原理) ～「仲間」意識と「よそ者」意識～
(各民族「が」)	国家「で」表象する文脈	‘a Separate State’への希求/政治的格差の是正へ

「民族」をビルマ（ミャンマー）的な政治的文脈において問う民族論的状况（名和克郎 1992「民族論の発展のために」『民族学研究』57-3: 297-317 参照）においては、その主体となりうるのは、いうまでもなく、一方は「国家」であり、他方は各「民族」である。国家「が」民族「を」表象する文脈は、多民族国家における“民族的多様性と統一”を謳うものであり、国民統合への強烈なメッセージである必然性が認められる。他方、各民族「が」民族「を」表象する文脈は、民族内を組織的にまとめることを期待した、いわば自民族意識高揚である。当該民族が、ポリティクスにおいてマジョリティである場合には、国民意識と重なり、マイノリティである場合には、マジョリティのまなざしを意識した自民族意識の構築を図ることとなる。ビルマの民族論的状况でのマジョリティは、ビルマ（現地発音でバマー、Bamar）である。

では民族学関係者はどのような立ち位置になるのだろうか。国家側か、あるいは各民族側か。多民族共存を国是とする国家建設が急務であった独立直後は、各民族側に自民族研究の余裕があったとは考えにくく、中央省庁である文化省の成立が 1972 年であり、その前身が、少数民族省、連邦文化省であったことは、連邦制という国体の構築と維持が政策的優先されたことを物語る。その時代において重要なことは、政府による民族の同定作業である。ウー・ミンナインはその先頭に立っていたのである。

文化人類学・民族学の学説史における民族論的状况の重要なブレイクスルーは、リーチ（E. R. Leach）の *Political Systems of Highland Burma*（初版 1954）である。この極めて優れた社会誌は、カチン族だけではなく、シャン族さらにはビルマ族を包含する民族観を基盤にしており、「〇〇族の世界」で完結する傾向の既存の民族観を強烈に批判するものであった。またモーマン（M. Moerman）の論文 1965 “Ethnic Identification in a Complex Civilization: Who is the Lue?” *American Anthropologist* 67-5 などのパラダイム・シフトによる民族論的状况への貢献も忘れてはならない。その実像は、立体的、動的な民族間関係だったのである。

しかしながら、多民族国家における民族の同定作業は、その実像に、平面的、静態的な民族の「境界」を民族間関係に枠組みとして設定することになっていく。いわば民族間の差異化が、各民族の「仲間」意識と「よそ者」意識を、その「境界」にそって醸成を促進することとなったのである。マイノリティ側は、国家による国民統合への政治的施策に反しない限りでの“自民族観”を許容される状況に置かれることとなる。換言すれば、マイノリティとしての位置づけを肯定的なものに変換する主体の確定に、多民族国家で生きるために、国家のまなざしを意識しながら、取り組むこととなったのである。

現在進行中の新憲法草案編纂のための作業の過程では、1974 年憲法で認められていた 7 民族州（カチン、カレン、カヤー、チン、モン、ヤカイン、シャン）の一部を再編成しての民族自治区（Self Administered Areas、一種の“a Separate State”）の新設が懸案となっていた。具体的にその主体として認められたのは、1995 年時点で、ナガー、ダヌ、パオ、パラウン、コーカン、ワである。いずれも経済的に有力な少数民族であり、国家と各民族とのポリティクスが反映していることはいうまでもない。そのようなポリティクスを背景として、自民族像としてのポエティクス表象化の基盤となっていくと推測されるのである。

2. ウー・ミンナインの足跡

ウー・ミンナインの訃報と生涯に関しては、『ミャンマー百科事典年報 (Encyclopedia Myanmanica, Annual Review 2005)』(224-225 頁)に次の記事がある。

ミンナイン、ウー (1925-2004)

ミャンマー国内において、文芸と絵画の両方に秀でた人物は少ない。サヤジー・ウー・ミンナインは、ミャンマー文芸の代表者として、またミャンマー絵画の代表としても卓越していた。/同氏は、1925年5月12日に、ピェー県ブディゴンで、父ウー・ポーハン、母ドー・ソーインの間に生を受け、本名はウー・ミンナインである。日本占領期には、アジア青年協会で図書館長として従事し、多くの出版活動に参画している。1954年には、ヤンゴン大学から学士号を授与されている。1957年には、UNESCO Specialistとして従事している。電気事業支援団体に奉職した後、連邦文化省へ転職し、文化省においては、主任研究員として勤務しながら、旧ソ連とドイツ連邦へ、博物館学と研究手法の習得に海外出張した経験を有する。/同氏は、文化官上級職としての責務から、視察旅行及び記録により、執筆活動に興味があることもあり、旅先で入手した膨大な資料を基礎にして、諸民族文化に関する出版物を、随時執筆編集してきた。文化省においては、局長の職位で定年を迎えた。/1959-60年には、UNESCO 文学賞を『連邦の豊かな舞踊 (Pyidaunzu Aka Padeitha)』で、1962年には、芸術文学関係の授賞において、ミャンマー文化芸術関係文学賞を『母なるパラウン (Medou Palaung)』で、1963年には、同芸術文学賞を『同胞が語る大地 (Thweikhyindo pyodi Myei)』で、1974年には、国民文学賞関係の授賞において、文学賞を『ウー・バニヤンの生涯と彼の業績』でそれぞれ授与されている。/主な出版物リスト (中略) /1966年以來、芸術家ウー・バチーの元で絵画を学ぶ。1985年には、日本国福岡市で開催された第二回アジア美術展に出展している、ヤンゴン市内の New Treasure Art Gallery において、2003年、2004年と個展を二度開催してきた。/1970年から1973年までヤンゴン管区芸術評議会会長職にあった。また国内の伝統工芸芸術家美術職人中央組織の事務総長 (1981-1985)にも就任している。生前は、ヤンゴン大学人類学科客員教授、パリヤティ仏教大学マハー・ダンマサリーヤ (仏法説教師) 試験官、文化大学評議員、伝統工芸有識者協会名誉会員、パコック・ウー・オンパー文学賞選考企画書審査委員、絵画彫刻展覧会・コンテスト鑑定士会会員、文化大学及び博物館学研修講師等の職務を歴任している。/文芸と文化活動に関する責務を忠実に履行してきたウー・ミンナインは、2004年9月14日午後4時50分に、ヤンゴン市トゥワナ・タウンシップの自宅で逝去した。
(Htan Hlaing)

ウー・ミンナインの、民族学者として、文化省調査官として、そして民族肖像画家としての生涯のおおよそをうかがうことができよう。なお、残念ながら、日本占領期にどのような出版物の発行に参画していたかは未調査である。

連邦内民族文化・慣習に関して文化省文化館局から次の 13 冊の文献が編集・出版されている。そのリストは以下の通り（参照文献：文化省文化館局（編）2000『文化館局事情詳解（*Yinkyeihmu Beikman Akyauing Thikaunsaya*）』。ウー・ミンナインの存在感の大きさを端的に表している。

- (1) 文化省カチン分局（編）1973『カチンの慣習的判例集(*Kachin Dalei Phyatoun*)』
- (2) Manouttha Kyaw Win 1977『ナウオウ・ナガー (*Nauo Naga*)』文化省文化館局
- (3) 文化省文化館局（編）1975『チン伝統的慣習判例集 (*Khin Yoya Dalei Phyatoun*)』
- (4) U Min Naing 1962『カヤーの伝統的クウトオーポー（柱立て祭事）(*Kayah-dou Yoya Kuhtoubou*)』
- (5) U Min Naing 1960『我々この土地で生まれた民族は連邦の子 (*Dou Tainyin-bwa Pyidaunzu-Tha*)』
2000 *National Ethnic Groups of Myanmar* (translated by Hpone Thant) Swiftwoods
- (6) U Min Naing 1971『諸民族の謠 (*Tainyindha Sagaboun*)』(1965 初版)
- (7) U Min Naing 1971『諸民族文化事始めと基礎質問項目
(*Tainyindha Yinkheihmu Nidan hnin Akheisai Meikhun-mya*)』
- (8) U Min Naing 1967『我々血統は、この土地で生まれた民族 (*Dou-thwei Doutha Tainyin-bwa*)』
- (9) U Min Naing 1961『マノー (*Mano*)』
- (10) U Min Naing 1962『母なるパラウン (*Medou Palaung*)』(授賞作)
- (11) U Min Naing 1965『ヤカインの物語伝説 (*Yakhaing Wutthu Ponpyin*)』
- (12) U Min Naing 1965『ヤカインの音曲 (*Yakhaing Teithan*)』
- (13) Thiriuzana, Wungyi 1958『ローカピョーハチャン (*Lolabyouhakyan*)』(王朝時代の慣習叙述)

ウー・ミンナイン(U Min Naing) の著作は、上記の他に、次のものがある。全 16 冊を数える。著作の表紙については、第IV部を参照。

- U Min Naing 1959『連邦の豊かな舞踊 (*Pyidaunzu Aka Pedeitha*)』文化省 (授賞作)
- U Min Naing 1968『同胞が享樂する大地 (*Htwei khin dou Pyoudhi Myei*)』Sapei Beikman. (1963 年授賞作)
- U Min Naing 1974『ウー・バニヤンの生涯と彼の業績 (*U Ba Nyan I Bawa hnin Thuleyya*)』Sapei Beikman.
(授賞作)
- U Min Naing 1979『画家～ウー・チャーニユン～その時代と生涯 (*Bagyi-daw U Kya Nyunt I khit hnin Thuleyya*)』
文化省
- U Min Naing 1980『画家～サヤー・チョウン (*Bagyi-daw Hsaya Khyoun*)』Sapei Beikman.
- U Min Naing 1980『ミャンマー連邦 博物館案内 (*Myanmar Naingan Pyadaik Lannyunt*)』Sapei Beikman.
- U Min Naing 1990『文化紹介 (*Yinkheihmu Meihset*)』Sapei Beikman.

3. ビルマ民族学研究の系譜

ウー・ミンナインはどのような民族学研究の系譜に位置するのだろうか。その系譜をたどることにしたい。そしてその作業を経て、彼の研究手法について分析を加える。

俯瞰するならば下記のような時代区分ができそうである。①に英領時代である。王朝時代にもこの地域を訪れたヨーロッパ人は数多く存在し、旅行記、外交官・宣教師記録などを残している。だが引用に耐えうる著作者は、王朝時代末期から英領時代までの時代を行政官として生きたスコット (J. G. Scott) が代表格であろう。代表的な著作を付記する。またそのいくつかには邦訳が存在する。併せてまとめておきたい。近代的な人類学的手法によるモノグラフは、リーチ (E. R. Leach) の高地ビルマに関するものをもって嚆矢となす。彼もまた、英国軍に従軍してのフィールドワークであり、英領時代の最晩年に位置する。

①英領時代: J.G.Scott (Shway Yoe) 等の足跡とその業績 (・・・現在に至るまで引用されている)
その他に、旅行記、外交官・宣教師記録等の記述

- Scott, J.G. 1893 *The Burman: His Life and Notions*, Macmillan and Co. Ltd. ①
- Scott, J.G. and J.P.Hardiman (comp.) 1900-1901 *Gazetteer of Upper Burma and Shan States*, 5 vols.
Rangoon, Superintendent Government Printing. ②
- Scott, J.G. 1906 *Burma: A Handbook of Practical Commercial and Political Information*,
The Dela More Press.
(ビルマ族+非ビルマ族の両方を対象化)
- Milne, Leslie 1910 *Shans at Home with Two Chapters on Shan History and Literature by the Rev.*
Wilbur Willis Cochrane, Murray. ③
- Collis, Maurice 1938 *Trials in Burma*, Faber & Faber. ④
- 1938 *Lords of the Sunset*, Faber & Faber.

- ①シュウエイ・ヨー 1943『ビルマ民族誌』三省堂 (國本嘉平治・今永要訳)
- ②東亜研究所 (編) 1942『ビルマ地名要覧』②を中心に他の Gazetters を参照して編纂
- ③A. B. ミルン 1944『シャン民俗誌』生活社 (牧野巽・佐藤利子訳)
- ④モーリス・コリス 1942『ビルマ風雲録』愛国新聞社 (伊藤一郎・山口晃二訳)

リーチによる民族誌が上梓される 1954 年以前の 1950 年に、東南アジア大陸部に関する下記の文献目録が出版されているが、体系だったものはほとんど見あたらない。その中で、ビルマに関する代表的な研究書としてリーチのモノグラフが登場するのである。

Embree, John F. and Lillian Ota Dotson (eds.)
1950 *Bibliography of the Peoples and Cultures of Mainland Southeast Asia*, New York:
Russell & Russell

Leach, E.R. 1954 *Political Systems of Highland Burma*, Harvard University Press.

Lebar, Frank M. et al. 1964 *Ethnic Groups of Mainland Southeast Asia*, HRAF Press

リーチのモノグラフは、しばしば引用の原典となった。代表的なものは上記のルバール他編のそれである。日本で、東南アジアをフィールドとする初期の代表的な人類学者である岩田慶治氏の『東南アジアの少数民族』（1971 NHK ブックス）にも引用されている。

ただ引用の過程で、民族の「名」が実体化していく民族論的状况も認められる。ひとつ例を挙げる。リーチは、ビルマ周辺でタイ系の言語を話す人々に対する呼称であるシャン(Shan)の用例から、“Burmese Shan” “Chinese Shan” “Hkamti Shan”という3つのカテゴリーを示している。但し、彼は、この表現はあくまでビルマ側がタイ系言語を話す人々に対するものと前置きしており、しかも最初の Burmese Shan については、現カチン州のパモー、ミッチーナー付近で流通していると記述している [Leach 1954: 32]。従って、いわゆる他称なのである。ところが、ルバールでは、3つの “Ethnic Group=民族集団”として提示されているのである。引用の文脈においては、民族の「名」の実体化傾向に留意する必要があるのである。

植民地時代を経て、1948年1月4日ビルマ連邦は独立する。そして先述したように、少数民族省、連邦文化省、文化省（特に Department of Cultural Institute、文化館局）が民族学研究の推進役となるのである。非ビルマ族に対する調査研究の中心人物は、ウー・ミンナインであり、マジョリティであるビルマ族に対しては、元ヤンゴン大学学長である当時の代表的知識人ティンアウンの存在が注目される。ティンアウンの当該社会における知的位置づけは、タイ研究者森幹男氏の云う“常民文化研究の先駆者”という点で、タイにおけるアヌマーンラーチャトン（下記参照）、日本における柳田國男とパラレルともいえるかもしれない。但し、それぞれの社会的立場はかなり異なっている。

その後、1962年のネーウィンによる軍事クーデターまでは、外国人によるフィールドワークが実施されていたが、独立直後の治安上の問題もあり、少数民族が多数居住する地域での調査研究はほとんど見あたらない。わずかに、一部チン族を対象としたレーマン(F. K. Lehman)を除き、その大半がビルマ族農村をフィールドとしたものであった。

タイ王国(シャム)のアヌマーンラーチャトン (Phya Anuman Rajaton)

1988 (1968) *Essays on Thai Folklore*

1986 *Popular Buddhism in Siam and Essays on Thai Studies*

1987 *Some Traditions of the Thai*

②独立(1948)-1962: 連邦文化省、文化省(1972-)文化館局による民族学研究

~非ビルマ族に対しては、特に、ウー・ミンナインの活躍~

但し、国外では Htin Aung, Maung (元ヤンゴン大学学長) (1909-1978)の著述が引用

+外国人民族学者/人類学者によるフィールドワーク

(ビルマ族を対象化)

Htin Aung, Maung 1937 *Burmese Drama*, Oxford University Press.
1947 *Burmese Folk-Tales*, Oxford University Press.
1962 *Folk Elements in Burmese Buddhism*, Oxford University Press.

Brant, Charles S. 1954 *Tadagale: A Burmese Village in 1950*. Cornell Data Paper No.13.

Brohm, J.F. 1963 "Buddhism and Animism in a Burmese Village",
Journal of Asian Studies, 22: 157-67.

Nash, M., G. Obeyesekere, M.M.Ames et al.

1966 *Anthropological Studies in Theravada Buddhism*,
Yale University Southeast Asian Studies.

Lehman, F.K. (F.K.L.Chi Hlaing) 1963 *The Structure of Chin Society*, University of Illinois Press.

Nash, Mannig 1965 *The Burmese Road to Modernity: Village Life in Contemporary Burma*,
John Wiley & Sons, Inc.

Spiro, Melford E. 1967 *Burmese Supernaturalism*, ISHL.

1970 *Buddhism and Society: A Great Tradition and Its Burmese Vicissitudes*,
University of California Press.

1977 *Kinship and Marriage in Burma: A Cultural and Psychological Analysis*,
University of California Press.

上記出版物の年代で想像される通り、いずれも 1962 年のネーウィン (Ne Win) による軍事政権誕生前のフィールドワークによるものである。それ以降、当分の間、外国人による集約的調査研究は、同国の鎖国的政策より実現がかなわなくなったのである。

③ Ne Win 政権 (1962-1988) : ビルマ社会主義計画党 (BSLP) 主導

+ 連邦制の危機という時代背景下、7 民族州誌の編纂公刊

(ヤンゴン、マンダレー、モーラミヤイン各大学教員による調査)

+ 非常に制限された状況での外国人民族学者/人類学者によるフィールドワーク

(ビルマ族を対象化)

ウー・ミンナインを中心とする民族学研究調査項目集成

④ SLORC 政権 (1988-1997) SPDC 政権 (1997-)

: 民族学研究弱体化 ; 「幻」 となったタウンシップ単位の社会誌/民族誌

: 民族学的ポエティクスをめぐる国家的ポリティクスの強化

~ 辺境地域民族集団進歩発展省・観光省創設(1992) ~

前者管轄で民族文化村 (National Races Village) オープン (2002)



: 民族学研究の管轄は、かつての文化省だけではなく、民族(Minority)自身へ

例: ロウオ(Liovo/Maru)族

(民族 (Minority)としての位置づけを、肯定的なものに変換する活動)

: ビルマ族中心の国民文化形成は、1990年代に入って本格化する

(ビルマ族文化≒国民文化として対象化)

例: 伝統文化コンテスト (1993-)、ビルマ王宮再建他

+非常に制限された状況での外国人民族学者/人類学者によるフィールドワーク

+ 跨境近辺での難民研究

例: カレン族、モン族、カレンニー族他

BSLP 主導による民族学研究の成果・7 民族州誌

1962 年以降のネーウィン政権におけるビルマ社会主義計画党 (BSLP)による一党独裁化の民族学研究は、同党の方針並びにその方針に沿った文化省の施策においてなされたのである。その成果の中心は、7 民族州誌の発刊である。それについて詳述する。

BSLP 主導の民族学研究の成果・7 民族州誌 (1967 年には、『カチン州誌』『カヤー州誌』『カレン (カイン) 州誌』、1968 年には、『チン州誌』『シャン州誌』がそれぞれ編纂公刊されている。1974 年の憲法で設置が認められた 2 民族州については、1976 年に『アラカン (ヤカイン) 州誌』、1977 年に『モン州誌』が出版され、7 民族州誌が揃う) の序文には共通して次のような説明 (抜粋) がなされている。(1967 年 7 月 BSLP 中央委員会総局)

ビルマ (ミャンマー) 連邦は、諸民族が一致団結して建設された一国家である。モンゴロイド系に含まれ、本連邦国家で生を受けた全民族は、起源地となるモンゴル高原から (1) モン・クメール、(2) チベット・ビルマ系、(3) タイ・シナ系の 3 集団に分岐して、現国家の領土内に移入して、過去長い時間に渡ってその領土内において共に同居してきた骨肉の間柄、同胞兄弟なのである。そして植民地主義者たちが到着するまで、諸民族は、ひとりひとり親交し、穏やかなる時は共に、苦しいときは分かち合い、仲間として生活してきたのである。過去のいくつかの反植民地主義闘争は、自分たちの父なる国家の主権が外国勢力によって傷つけられた時代において、National Spirit (*amyoudha seidat*) が、いかに古へより、輝いていたかを物語っている。/各民族間相互の親交の円滑化のために各民族は、他民族の文化・風俗習慣を理解し認知していなければならないのである。諸民族の風俗習慣の状況を、諸民族の実態に即して記述された書物というのは今日までまだ存在しなかった。外国人が、本人の見解、本人の願望に従って記述した書物は存在した。それらの書物は、大部分が平地部に居住する諸民族と、山地部に居住する諸民族それぞれを仲違いさせたものと、山地部に居住する諸民族を侮蔑的に記述したものばかりであった。1964 年連邦記念日祝典に出席した各民族代表の討論の場において明らかになったことを具体化させることと、連邦内に居住する諸民族の文化に関して文献一冊を編纂する目的で、ヤンゴン文理大学に対し 1964 年 11 月に任務が与えられた。このようにして任務が与えられた

時から、ヤンゴン文理大学歴史学科教員は、諸民族事情に関する英語、ビルマ語で出版された文献・雑誌類、記録、政府報告書、碑文、ペーザー（貝葉）、パラバイ（折り畳み本）等を、時間をかけて調査研究し、その結果を報告書として上程した。さらに典拠資料を最適正にすべきことから、実地調査に特に精力を傾けて、関係する指導者と繰り返し協議を行った。/実地調査は、パアンで開催された第18回連邦記念日から着手された。パアンでの同祝典においてヤンゴン文理大学歴史学科教員、人類学科教員及びモーラミヤイン単科大学歴史学科教員は、同祝典に出席した代表者から代表502名に対し、1名ずつ面談を行い、代表者から得られた諸資料、諸民族に関する諸資料を、記録蒐集した。/1965年夏季の学校休業期間においても、調査組織7団体を組織して、それぞれの民族州において実地調査を行わせて、民族州指導部からの関心と不足するものはない位の多大な支援援助がなされた故に、わずか45日間で組織のメンバーは、諸民族の男女2,458名と面談し、諸資料を記録蒐集した。/このように段階的に作業が進行し、完成した草稿を、もう一度、民族州と管区指導部のメンバーと協議検討校閲し、了承がなされて、諸民族毎に、カチン、カヤー、カレン（カイン）、チン及びシャンを始めとする一冊ずつに分けられて印刷出版されるに至ったのである。

各民族州誌の構成は以下のようにほとんど同じである。国体の連邦制を堅持するBSLPの方針によるある意味での「平等性」の表象として評価できるかもしれない。

【民族州誌の構成（共通）】

(1) 地理と地勢、(2) 民族と言語、(3) 経済、(4) 社会、(5) 宗教と伝統文化

但し『カチン州誌』『アラカン（ヤカイン）州誌』『モン州誌』は、(4)に含まれる“政治制度”関係の記述が独立した章になっている。

文化省による民族調査質問項目

では政府を構成する文化省は、どのような民族学的研究を、ウー・ミンナインを中心に展開していたのだろうか。

下記は、1970年代から1980年代前半に文化省が指導して実施した連邦を構成する民族集団に対する44調査項目の概要である。同概要は、1964年のマンガレーでの連邦記念日諸民族調査委員会が、総括したものである。1980年代前半に実施された調査報告の一部は、シャン州博物館・図書館での閲覧で確認している。民族調査の契機となっている連邦記念日は、多民族による連邦制国家としてのまさにその存立を内外に喧伝する政治的意義の強い中心的イベントであり、調査研究及び出版に関しても、特にネーウィン（Ne Win）時代の1960年代半ばから1970年代半ばにかけて、中央政府の民族政策の方向性を表象する諸活動が盛んになる。諸民族調査項目については、ウー・ミンナインによりさらに細分化されて1,000余りの質問項目が取りまとめられている [Min Naing 1971 *Tainyindha Yinkyehmu Nidan* (in Bamar)]。

多民族国家ビルマにおいて、調査研究対象の民族とその表象は、民族別に蒐集され、これらの項目に従い「科学的」に調査され、記述され、引用されてきたのである。

(1)身体的特徴、(2)身体装飾(差異化の位相)、(3)装身具、(4)居住地域、(5)民族名称、(6)来歴、(7)文芸・言語、(8)信仰、(9)慣習、(10)年中行事、(11)生業、(12)生産物、(13)芸術、(14)道具、(15)技術、(16)行政、(17)階層、(18)親族、(19)伝統知識、(20)伝承・諺・なぞなぞ、(21)遊戯、(22)気性、(23)男女交際、(24)婚姻、(25)発火法、(26)度量衡、(27)祈願、(28)食習慣、(29)価値観、(30)禁止・タブー(禁忌)、(31)建村、(32)家屋、(33)産育、(34)葬制、(35)命名、(36)薬法、(37)裁判、(38)選挙、(39)予言、(40)教育、(41)人口、(42)経済、(43)生活水準、(44)税制

ところで、上記 44 項目は、カチン系のロウオ(Liovo)族の自民族文化研究でも活用されている。その報告書は 1983 年の出版である(『ロウオ族集団の伝統的慣習と歴史抄述』*Liovo myonwesu dou i Youya daleihtountan mya hnin Thamain Akyinjou*)。

BSLP 主導の民族州誌出版と文化省の民族学的調査研究活動との関係について、ウー・ミンナインは、次のように上記文献に記述している。その際に、質問項目の策定に関しても言及している。

この質問項目の土台本は、*Ethnological Survey of Burma* (A:General, B:Racial, C:Language, D/E:Society, F:Natural Philosophy, G/H:Economics, I:Arts)をビルマ語に翻訳し、時代に即して補充したものである。その土台本は、インド国教育高官であった L. F. Taylor が記述して、ビルマ政府印刷局から 1927 年に印刷出版されたものである。L. F. Taylor は、この本を編纂するにあたって、Sir J. G. Frazer の *Questions on the Customs, Beliefs and Languages of Savages* と、王立人類学協会から出版された *Notes and Queries on Anthropology* の 2 冊を参照して、時代と場所に即して編纂したものである。この本には、諸民族それぞれの伝統習慣、気性、信仰、生活様式、経済状況など諸事項に関する質問項目全 402 項目が含まれている。

(復刻版は、1966 年に政府関係中央印刷局から出版されている。その末尾には、ビルマ語で、“問いは水牛を追うように、答えは菩薩のように”と付記されている。)

この本を、諸民族文化省分局が、手引き書として規定し、諸民族文化調査記録の場において、本に記載された質問項目を、基本調査項目として適合させて活用してきた。1963 年に連邦文化省から文化調査研修を開設した際に、人類学分野と民族文化研究の作業のために、諸民族文化省分局から、この全質問項目をビルマ語に翻訳して、その研修において教授された。/1964 年にマンダレーで開催された連邦記念日祝典において、“諸民族文化調査組織”を中央委員会が再度拡充して再構築した後、諸民族文化調査記録を上程する際に、上記で示した質問項目 402 を協議検討して、質問項目 40 に集約して処理した。

1965 年に、BSLP 中央委員会総局が監督して、“諸民族事情文献編纂委員会”が組織され、一部の大学所属教員の助力を得て、諸民族州それぞれへ実地調査を遂行し、民族文化状況

を、調査研究し記録した際にも、上記分局から翻訳されて、1963年の文化調査研修において説明教授された402項目を基礎として検討されたものが活用されたことが知られている。1964年初頭に、翻訳された質問項目1セットを、ヤンゴン大学人類学科主任の元へ、求められて活用できるように提供した。

1965年末には、上述してきた402項目を、内務省から複写して増刷し、必要な修正を加えた後、関係する管区、県、タウンシップ、諸行政官の元へ提供して、個々の管轄する境界内に居住する諸民族それぞれの状況を、調査記録して上程するように指示を寄せられたことが知られている。/印刷前に、必要上活用する目的で、複写された質問項目を、ヤンゴン文理大学“諸民族文芸文化中央委員会”議長へも提供している。ヤンゴン文理大学ビルマ語協会が1966年10月にシャン高原に調査旅行を敢行した際にも、件の質問項目が活用されたと聞いている。民族事情に関心のある一部文筆家へもまた頒布されているのである。

ビルマ連邦は、新制度としてビルマ式社会主義を標榜して前進しており、諸民族文化を発展させる作業もまた、新国家建設に邁進している時節に応じて特に必須となってきた。・・・民族文化に関して、文献調査・実習・実地調査をする際であれ、民族州文化局であれ、支援することが可能となるであろうと考えられる。この文献内に記載された1,006項目と、次いで併記している44項目、そして“インレー”調査の質問項目全体をサンプルとして提示している。

以上のような国内的動向と平行して、1970年代前半に、鎖国下では外国人研究者としては初めてとなる鹿児島大学の故萩原弘明教授を団長とする調査団が入国を実現する。そして漸次、ビルマをフィールドとする人類学者の滞在が認められていく。そのような経験を有する研究者の代表的著作は下記の通りである。

田村 克己 1980「上ビルマの一農村における年中儀礼と二元性」『鹿児島大学南総研紀要』1-1: 93-141.

Houtman, Gustaaf 1982 *Burmese Personal Names*, n.p.

1990 *Traditions of Buddhist Practice in Burma*, n.p.

1999 *Mental Culture in Burmese Crisis Politics: Aung San Suu Kyi and the National League for Democracy*, ISLCAA, Tokyo Univ. Foreign Studies.

高谷 紀夫 1985「「個人」のゆくえ～ビルマ社会の諸相から」『鹿児島大学教養部史学科報告』32:13-24.

1998「シャンの行方」『東南アジア研究』35-4: 38-56.

KAWANAMI Hiroko 1991 *The Position and Role of Women in Burmese Buddhism: A Case Study of Buddhist Nuns in Burma*, n.p.

Bénédicte Brac de la Perrière 1989 *Les rituels de possession en Birmanie. Du culte d'État aux ceremonies privés.*

2002 “Siblings Relationships in the Nat Stories of the Burmese Cult to the “Thirty-seven”. *Moussons* 5: 31-48.

- François Robinne 2000 *Fils et maîtres du Lac: Relations interethniques dans l'État Shan de Birmanie*, CNRS.
2007 *Prêtres et chamanes: Métamorphoses des Kachin de Birmanie*, L'Harmattan.
- 土佐 桂子 2000 『ビルマのウエイザー信仰』 勁草書房
2005 「ビルマにおける高僧信仰の現在～巡礼地形成における社会的ダイナミズム」
『社会人類学年報』 31: 31-60.
- 池田 一人 2000 「ビルマ独立期におけるカレン民族運動～"a separate state"をめぐる政治」
『アジア・アフリカ言語文化研究』 60: 38-111.
2005 「日本占領期ビルマにおけるミャウンミャ事件とカレン～シュウエットウンチャをめぐる
民族的経験について」『東南アジア 歴史と文化』 34: 40-79.
- 齋藤 瑞枝 2000 「1950年代におけるアラカン人仏教徒議員の新州設立要求」
『東南アジア研究』 37-4: 535-554.
- KUMADA Naoko 2001 *In the World of Rebirth: Politics, Economy and Society of Burmese Buddhists*, n.p.
- やまもとくみこ (吉松久美子) 2004 『中国人モスリムの末裔たち～雲南からミャンマーへ』 小学館
飯國有佳子 2007 『上ビルマ村落における宗教とジェンダーに関する人類学的研究』 n.p.
-

- Smith, Martin 1991 *Insurgency and the Politics of Ethnicity*, Zed Books.
1994 *Ethnic Groups in Burma. Development, Democracy and Human Rights. Report by Anti-Slavery International*, London.
- Lintner, Bertil 1997 *The Kachin: Lords of Burma Northern Frontier*, Teak House Publication.
- Renard, Ronald D. 1987 "Minorities in Burmese History", *Sojourn* 2-2: 255-271.
1997 "For the Name of Myanmar: They are blotted out of Burma's History",
J.J.Brandon (ed.) *Burma/Myanmar in the Twenty-First Century: Dynamics of Continuity and Change*, Open Society Institute, 169-206 pp.
- Gravers, Mikael 1999 *Nationalism as Political Paranoia in Burma. An Essay on the Historical Practice of Power*, Curzon.
- South, Ashley 2003 *Mon Nationalism and Civil War in Burma: The Golden Sheldrake*, Curzon.
- Dudley, Sandra forthcoming *Political Systems of Exiled Burma: Ethnicity, Culture and Nationalism amongst Karenni Refugees in Thailand*.
-

- Skidmore, Monique (ed.) 2005 *Burma at the Turn of the Twenty-First Century*, University of Hawaii Press.
- Ganesann, N. and Kyaw Yin Hlaing (ed.) 2007 *Myanmar: State, Society and Ethnicity*, HPI, ISEAS.
- Gravers, Mikael (ed.) 2007 *Exploring Ethnic Diversity in Burma*, NIAS Press.

最後の後二冊は、論文集である。前者は、広島市立大学広島平和研究所主催のプロジェクトによるもので現地研究者も含めた論文集である。後者は、2002年9月にスウェーデンで開催された国際会議 (Burma Studies Conference) Burma-Myanmar Research and its Future: Implications for Scholars and Policymakers, Sat 21-Wed 25 September 2002, Gothenburg, Sweden の民族的多様性関係のパネル報告者も中心に編集されたものである (同会議からは、Skidmore 編集の論文集も出版されている)。

ところで、ウー・ミンナインの説明で言及のあった文化省主導による民族学的調査研究は、上述した通り、タウンシップ単位で実施され、筆者自身その足跡を確認し、また1990年代前半の文化省でのインタビューでも、編集準備の情報を入手したのだが、結局は「幻」となってしまったようである。というのは1988年9月成立の国家法秩序回復評議会 (SLORC) そして同評議会を継承した1997年11月発足の国家平和発展評議会 (SPDC) 政権下では、文化省の文化行政の力点は明らかに「国民文化」形成に置かれていくからである。その間接的根拠として、2002年にヤンゴン市郊外に民族文化村がオープンする。その管轄は文化省ではなく、1992年に設立された辺境地域民族集団進歩発展省なのである。ビルマ族以外の少数民族文化に対する方針は、学術的な営為の推進というよりも、開発・発展の色彩が濃いことは明らかである。同年に設立されたのが観光省である。そのような文脈において、少数民族側は自分たちで自文化保存の主体となっていくのである。上述したロウオ族の動きはその先駆的なものと評価できるかもしれない。

1990年代に入って、軍事政権が開放政策に転換したとはいえ、民族的調査研究の主な対象地域となるシャン州、カチン州、チン州、カヤー州、あるいはザガイン管区などでの長期滞在許可を取得することは困難で、外国人民族学者・人類学者のフィールドワークは、その制限された状況で実施されてきたのである。他方、タイ国境との跨境地域で難民研究を実施する研究者もいた。文献リストの最後に言及した論文集の編者であるグレーバーズ (M. Gravers) は、その代表的研究者である。

ウー・ミンナインの説明には、ヤンゴン大学人類学科の名称が出てくる。同学科も又民族学研究のひとつの拠点成してきたことは確かである。ウー・ミンナインも晩年はその客員教授を務めている。その歴史を確認しておきたい。

ヤンゴン大学人類学科とその活動：修論・研究叢書

ヤンゴン文理大学人類学科の歴史は、1950年に始まる。前世紀末に同学科内でまとめられた概略史には、当時の学長である Dr. Htin Aung の主導によるとある。当初、シンガポール大学に客員として赴任していた米人類学者である Dr. Kenneth G. Orr を招いて研修を実施した。その研修を受けた女性2名が同学科最初の助手に任命された。彼が帰国し

た後、助手2名は海外研修に派遣され、彼女たちの帰国後、教養課程として人類学教育プログラムがスタートする。1964年には大学院修士課程そして文理大学の一学科となる。そして1982年には基本学科として認められるのである。(第五部参照)

同学科を巣立つ大学院生の修士論文は、下記で示した枠内のように、その指導方針によって同一の様式で構成されている。そしてその構成は、学科スタッフで調査研究がなされた研究叢書(その対象となったのは、サロン、ナガー、"ワ"族である)は、かつてのBSLP時代の7民族州誌と全くといっていいほど類似している。またその調査研究も、単独研究者による長期滞在によるフィールドワークではなく、グループでの調査項目によるインタビュー調査研究であったことも、深く関係しているのは明らかである。

修論・研究叢書の共通様式(指導方針による)『〇〇族の社会状況(luhmuyei-phwesipoun)』

【修論の基本的構成(共通)/人類学科民族研究叢書】≡【民族州誌の構成(共通)】

(1)歴史と地理、(2)社会、(3)宗教と伝統信仰、(4)経済、(5)政治制度、(5)伝統文化

/(1)歴史、(2)社会、(3)信仰と宗教、(4)経済、(5)その他社会状況(サロン、ナガー、"ワ"各民族研究)

4. ウー・ミンナインの民族論的文脈における評価

ウー・ミンナインの残した業績は、確認した限りで、16冊、168篇を数える。その他の発表原稿なども残されている。本報告書第四部では、利便を考慮して、書籍ではなく入手した論文・エッセイを添付する。その内容は、民族学・人類学・考古学・芸術学・博物館学など多岐にわたり、彼が文化省職員であったことと、民族学者そして画家であったことを改めて教えている。

同氏の展開した民族論的手法の特徴は次の5点にまとめられるように思う。

その手法の特徴 ウー・ミンナインによる民族の「名」とその実体化をめぐる民族論的状況

- (1) 多民族世界における民族の「名」とその実体化された現場への経験的関心
- (2) 多民族世界の全体像への関心(「民族(マジョリティ)」も平易に評価)
- (3) 調査方法、博物館学への関心
- (4) 膨大な写真撮影+詳細な地域特定状況の不明(Districtレベルまで)
- (5) 「名」とその実体化の現場にこだわる民族学者としての良心と苦悩
(政治的言説への暗示的意見)

上記のビルマ民族学の系譜でたどってきたように、1962年の軍事政権下、実際の少数民族地域の調査研究に関しては、ビルマ社会主義計画党、文化省、ヤンゴン大学人類学科は併走して作業に従事してきた。特にその結節点となった人物こそがウー・ミンナインなの

である。彼の手法は、近代的な人類学的方法論である長期滞在を伴うものではなかったが、民族の「名」の実体化された現場への関心はなみなみならぬものがあり、遺族からの伝聞では、さまざまな名目で現地調査を継続してきたようである。また彼が、「民族（マジョリティ）」であるビルマ族だけではなく、広くビルマ多民族世界の全体像に関心があったことは確かである。他にも特定の民族を対象としたエッセイや旅行記などはあったが、彼のように網羅的かつ広域的に動いた先人を他に知らない。

また彼が中心になってまとめた調査項目リストで明らかのように、（その一部の分析は後述）、調査方法、特に調査項目の洗練に並々ならぬ努力を傾注しており、彼の「民族文化」観をうかがうことができる。彼が残した写真も膨大なものがある。但し、これらの手法の特徴は、ある限界も伴っていた。そのもっとも大きな限界点は、詳細な調査研究地域を特定できる状況が付記されていないことである。添付されている写真についても「部分的真実」を超えるものでは必ずしもない。それは、かつてリーチが批判した「〇〇民族」の文化あるいは社会という「民族」観に無意識に従っていたのかもしれない。だが最後の点では決して彼を責めることはできないと思われる。なぜならその「民族」観は、民族の「名」が実体化する過程で現出する必然性があり、彼の民族学者としての足跡の学問的価値を損なうものでは決してないからである。また彼がビルマ世界の諸民族について語る民族論的状况が、多民族による連邦制を国是とした軍事政権下であったことも忘れてはならない。それにもかかわらず、平易に民族論的状况を評価してきたことは、1983年センサスをめぐる総数“135”に関する言説を引用することで考えてみたい。その前提として当該数字の背景を説明する。この数字は、政治的に“批判できない”ものなのだ。

ビルマのセンサスは英領植民地時代から実施されてきた。その最後の本格的な国勢調査は1983年4月に行われ、1980年代後半にその報告書が刊行されてきた。十年後の1993年、二十年後の2003年には実施されていない。ミャンマー政府は、1983年のセンサスを基礎に、自国は135民族で構成されると発表し、その後も「民族」政策に係わる文脈でこの数字を繰り返している。この国は1948年の独立以来、民族の団結を連邦国家の国是としてきた。1988年9月以来政権の座にある国家法秩序回復評議会(SLORC、ビルマ語の頭文字から通称ナ・ワ・タ、1997年11月に国家平和発展評議会(SPDC)に改名)は、少数民族勢力との和平交渉を進め、それと平行して、国境地域の開発の目的で辺境地域民族集団進歩発展省を1992年に設置(同年同日に観光省も設置)、また国民の底辺からの民族団結精神の具体化のために、1993年には連邦団結発展協会(USDA)を結成し、現在も会員の増大を図っている。政府高官やこれら関係組織の演説などにおいても、全民族数が言及される場合は135である。従って、「135の民族による多民族国家」という「名」の総体についても、ミャンマー政府の「民族」政策の一局面として理解することが肝要であろう。

その135民族はカチン、カヤー、カイン、チン、バマー、モン、ヤカイン及びシャンの8群に分類されている。ほぼ行政区分に沿った分類である。シャン群の33民族には、シャン(Shan)、シャン・ジー(Shan-Gyi)、タイ・ロン(Tai-Long)の三民族名称が含まれている。このシャン群には、言語学的には非タイ系の民族も含まれている(下記参照)。

シャン(Shan)、ユンあるいはラオ(Yun/Lao)、クワイ(Kwi)、ピイン(Phyin)、タオ(Thao)、サノー(Sanaw)、パレー(Palei)、イン(In)、ソウンあるいはサン(Som/Hsan)、カム(Hkam)、コーあるいはアカ/イコー

(Kaw/Ahka/lkaw)、コーカン(Kokang)、カムテイ・シャン(Hkamti-Shan)、ゴウンあるいはクウン(Gon/Hkun)、タウンヨー(Taunyo)、ダヌ(Danu)、パラウン(Palaung)、ミャウンジー(Myauenzi)、インチャー(Yinkyā)、インネツ(Yinnekk)、シャン・カレー(Shan·Kalei)、シャン・ジー(Shan-Gyi)、ラフ(Lahu)、ルエラ(Lwela)、インダー(Intha)、アイトウエ(Aiktwe)、パオ(Pao-Taunthu)、タイ・ルエ(Tai-Lwe)、タイ・リエン(Tai-Lien)、タイ・ロン(Tai-Long)、タイ・レー(Tai-Lei)、マインダー(Maing-tha)、モー(マオ)・シャン(Mao (Maw) -Shan)

実は、シャン・ジー(意味は大きなシャン)というビルマ語の自称がタイ・ロンだと彼ら自身また周辺民族の誰もがシャン語を用いて説明する。シャン・カレー(意味は小さなシャン)はそれと相対的な表現なのである。

しかしそのリストを見ると、不可思議な部分が見られる。独立以降のこの国の民族研究を率いてきたのは文化省である。その文化省行政官としてウー・ミンナインが革命評議会時代(1962-1974)に編集した民族文化に関するある出版物には「自国の民族の数は60余りである」[Min Naing 1971:13]と明記されている。135 民族の確定の経緯についての詳細は不明であるが、ウー・ミンナインからの伝聞によると、被調査者の自己申請の民族名をそのまま集めたので重複があるのではないかと、それにシャン州を行政区分とした政治的な意味を加えてシャンも別個に含まれているのではないかと。いわば、シャンは民族名であると同時に、シャン州に居住する人々の総称カテゴリーという意味も付与されているようである。このように政府による「民族」分類には必ずしも一貫性が認められない。まさに135 という数字は総数として、しかも連邦制堅持の政治的文脈においてのみ意味を担うのである。

ところで椎名誠著による現地旅行エッセイ『秘密のミャンマー』(小学館、2003)に次の件がある。

(チョーさんというガイドは云う)「そのインダー族はシャン族の33 民族のひとつです」

(椎名氏は応じる)「ミャンマーはたしか135 の民族があるといますね」

「しかし我々はそう言うてはいけません。だから本当はシャン族 33 民族にわかれていると言ってもいけません」

「でもミャンマーには135 の民族がいるといろんな本にすでに書かれていますよ」

「でも政府はそう言わせないようにしています」

「では政府のいう民族は幾つなんですか」

「8つですね。カチン、カヤー、カレン、チン、ビルマ、モン、ヤカイン、シャン」

『アジア読本 ビルマ』によるとチョーさんの言っている8つの“族”とは政府のいう行政単位の区分であり、たとえばカチン族というのは「カチン群、もしくはカチ人」といったほうが分かりやすいようだ。(183-184 頁)

このような民族論を語るあるいは語れない状況に関してウー・ミンナインは次のようにコメントする。

“Ma Pyo yei Bu/Ma Yei yei Bu”

直訳すると、“話すことはできない／書くことはできない”で、言外に“察して欲しい”というニュアンスを滲ませたコメントなのである。上述の文化省出版物での記述のように、現場からその実体的総数を把握しており、“135”という数字の文脈は明らかである。その文脈の違いは、前者がより学術的なものであり、後者は必ずしも学術的なものではなく、政治的な文脈で流通して“コメントは差し控えるべき”ものなのである。このウー・ミンナインのいわば暗示的な批判には、民族の「名」とその実体化状況を、現場で経験的に観察してきた彼自身の民族論的状况とその民族学者としての良心がうかがえるのである。たとえば彼の著書を基礎とした英訳本には次の件がある。

(1) This (ethnological, 報告者加筆) interest has led the author to discover new groups as well as document the disappearance of some. For example, no trace exists now of the group called “Yabein” that inhabited the Bago Yomas and was included in the 1931 census, the same is also true of the “Fon”. They were last found within the Khatcho region near Myitkyina. Now only a handful is left and they have intermingled with the neighbours. The “Achan” which were last found in the Shan and Kachin States are now seen in only in Yunnan. “Lu”, “Lam” and “Yeo” had totally disappeared. “Danaw” used to live in Sammainghkam region of Southern Shan State but we cannot see them now. But within the course of 30 years, new sub-groups of Chins, Palaungs, Lisus and Kayahs were discovered. In the Yaw region new sub-groups of Thaingthars were also discovered. Photographic evidence of White Pa Os, Tarons, Zayeins, various sub-groups of the Chins in the Matuoi and Kanpetlet regions and other new Shan sub-groups in the Shan State were obtained. Photographic evidence of the “Eng” was acquired only in 1998.

[Min Naing 2000 *National Ethnic Groups of Myanmar*, Forward the First Edition in English]

(2) Kholon Lishaw (コーロン・リーショウ) : They live in the interior of Bhamaw district, mainly around Namkham and Theinni (Hsenwi) area. They are intermingled with the Shans, Bamar, Chinese, Maingthas, Achans living in the same area. (中略) They celebrate *Thingyan* (Myanmar New Year), *Kazon Full Moon Festival* and *Thadingyut* (Festivals of Lights) as the Bamars and the Shans. It is notable that Chinese customs are intermingled with the Shan customs. [Min Naing *ibid*: 38-39]

コーロン・リーショウは、ビルマ語のオリジナル版では、シャン・タヨットとしている。その周辺地域を調査研究している経済学者高橋昭雄氏の最近の報告によると、Namkham の人口は2001/2002年度で105,403人。Shan、Palaung、Kholon-Lishaw が三大民族だという(高橋 昭雄 2006「ミャンマーの棚田と山村経済」『日本の原風景・棚田』7: 10-22)。そしてこのコーロン・リーショウは、民族名称としては、“135”にはそのままの名称としては含まれていない。

そしてウー・ミンナインの上記の文章で注目すべきなのは、“姿を消した民族”“発見された民族”“周辺民族と混淆する民族”という「民族」観の介在を抽出することができることである。いわば「民族」を流動的な捉えている動的な見方なのである。未調査であることを認めた上で、経験的見地から総数を推測しているとみなすことができそうである。

現在、多様なはずの「民族」文化の個別的特徴は、その生活する現場からではなく、政治的な文脈で再構成された形で提示されている。それぞれの州には、民族文化団体が組織され、彼らは来訪する政府高官の接待や首都ヤンゴンでの政府主催の各種イベントに動員されている。国営テレビでもスタジオでしかも限られた時間で紹介される。さらに複数の民族文化団体が同じ振り付けで登場する場合もある。そこで現出する衣装や歌舞音曲は、その文化的文脈を逸脱し、政府主導で構成された見せるためのものに変化している。

2002年12月末、首都ヤンゴン市の郊外に、多民族国家ミャンマーを代表する8民族(カチン、カヤー、カレン(カイン)、チン、ビルマ(バマー)、モン、ヤカイン、シャン)の各民族文化を紹介するオープン展示のテーマパークが開園した。政府関係者は、民族集団間の相互理解の高揚がその造営の主目的と説明する。施工者は、民族研究を蓄積してきた文化省ではなく、現政権傘下の辺境地域民族集団進歩発展省であり、その政治的意図は明らかである。園内では、8民族の伝統家屋の周辺に来訪者向けのアトラクションとして、モン州のチャイティーオ仏塔のレプリカ、南部シャン州・インレー族の湖上家屋など、各州の代表的な風景がミニチュアで再現され、それぞれの伝統家屋では、特に外国人観光客の利便のために、8民族それぞれの出身の若者が英語で応対する。必然的に、各伝統家屋のコーナーだけでは「民族」文化の一部にだけスポットがあたることになる。もはや当該の民族集団自身が、多様な生活文化を包含するという文脈を逸脱し、その一部を標準化し陳列する流れに呑まれているかのようである。「民族」の表象が政治的文脈でしか公的に表出できない状況にあるからこそ、逆説的に、その状況を契機としたそれぞれの民族の自民族意識の高揚こそが、個別文化の伝承にあたってこれから問われるかもしれない。

5. ウー・ミンナインの分析手法(質問項目から)

ウー・ミンナインが質問項目[Min Naing 1971 *Tainyindha Yinkyehmu Nidan* (in Bamar)]策定に関してどんな文献を参照したかは先に紹介した通りである。土台本は、英領インドの教育高官であった L. F. Taylor の *Ethnological Survey of Burma* (A:General, B:Racial, C:Language, D/E:Society, F:Natural Philosophy, G/H:Economics, I:Arts)にあり、彼は、Sir J. G. Frazer の *Questions on the Customs, Beliefs and Languages of Savages* と、王立人類学協会から出版された *Notes and Queries on Anthropology* の2冊を参照している。Taylor 編纂文献、ウー・ミンナインの編纂文献、それぞれの質問項目～特に民族名称に関する箇所を以下に引用する。

○ Sir J. G. Frazer 1916 *Questions on the Customs, Beliefs and Languages of Savages*, (3rd).
(orig, 1907)

Tribes, Clans, Totemism:

1. Are the natives divided into tribes, clans, or castes? Are these tribes, clans, or castes subdivided?
Enumerate the tribes, &c. with their subdivisions.
2. Are the tribes, &c. distinguished by differences in dress, in the mode of wearing the hair, &c.?
3. What kind of names are borne by the tribes, clans, &c.? Are the names ever the names of animals,

plants, or other natural objects?

4. Do the members of the tribe, clan, or caste regard as sacred the animal, plant, &c. from which they take their names? Do they refuse to kill and eat the animal or plant from which they take their names? Do they identify themselves in any way with their namesake animal, plant, or thing?

○ A Committee of the Royal Anthropological Institute of Great Britain and Ireland 1929

Notes and Queries on Anthropology, (5th). (orig. 1874)

(Physical Anthropology+ Social Anthropology+Material Culture+ Field Antiquities で構成)

Techniques of Investigation:

The Personal Situation (fieldworker), Language as a Medium of Study, Use of Native Terms, Choice of Informants, Private Information, Remuneration, Essential Types of Documentation

○ L. E. Taylor 1927 *Ethnological Survey of Burma: Questions on the Social Structure, Beliefs, Customs and Economic Life of the Indigenous Races of Burma*

Questionnaire: A. GENERAL;

RACIAL NAME

1. What is the name by which the race or tribe is generally known among neighbouring tribes?
2. By what name (in their own tongue) do they refer to themselves?

ORIGIN

3. What is known of the actual (as apart from legendary) origin of the tribe?
4. What legendary remembrance has the tribe of its original home?

HISTORY

5. What is known of the actual history and migrations of the tribe?
6. What legendary remembrance the tribe of these?

HABITAT

7. What is its present geographical situation? What are the boundaries of the territory occupied?
8. Is the tribe preponderant within this area? Or is it dispersed among more numerous members of other tribes?

AFFINITIES

9. In your opinion, with what other races or tribes is it most closely related: (i) in the physical appearance of its members and (ii) in culture?
10. To what other tribes does it claim relationship? What reasons does it give in support of this relationship?

NEIGHBOURING TRIBES

11. Enumerate the neighbouring tribes and describe their geographical distributions.
12. What historical and legendary memories have the people concerning these neighbouring tribes?

13. What cultural influence are these known to have exerted on the tribe in question?
14. What cultural influence is the tribe known to have exerted on the neighbouring tribes?
- 14A. Does inter-marriage take place with them?

MAIN DIVISIONS

15. Enumerate the main subdivisions of the tribe, giving to each its proper name. Are these named after chiefs or villages or any natural objects?
16. How are the members of one subdivision or group distinguished from those of the other subdivisions or groups? By difference in dress? Or the mode of doing up their hair?
17. Can a man transfer his membership from one group to another? If so, what procedure is necessary?
18. Are the people of one group on good terms with those of the others?

○ QUESTIONNAIRE (Ministry of Culture) 1971

[Min Naing 1971 *Tainyindha Yinkheihmu Nidan* (in Bamar)]

Names of Indigenous Groups

1. What is the name by which the ethnic group is generally known among neighbouring groups?
2. By what name (in their own tongue) do they refer to themselves?
3. What is the name which the authority concerned has given to the ethnic group?
4. What is the name by which the ethnic group generally referred in old times?

時系列的になっているが、比較すると興味深い点に気がつく。フレイザー (J. G. Frazer) の質問項目は、非西欧人 (=savages) を念頭においていることが前提であることで明らかかなように、後にサイド (E. W. Said) がオリエンタリズムと呼ぶ事象の一部で評価できるかもしれない。その後のものでは「自称」「他称」が区別されて項目となっている。そしてウー・ミンナイン編纂のそれでは、さらに関係当局による呼称、旧称なども含めている点が注目されるのである。

彼の手法についての分析は、直接的なインタビューが不可能となった現在、彼が残した足跡を丹念にたどることでアプローチするのがひとつの方向である。また彼以外の民族学的研究を志す後継者の動向をフォローすることでも間接的に迫ることが可能かも知れない。現時点では、その諸課題の重要性を指摘して、将来の考察の深化に期する。そのためにも、添付の彼が残したエッセイが広く活用されることを期待したい。

ウー・ミンナインが課題として残した最大のものは、民族の「名」とその実体化をめぐる民族論的状况という文脈であろう。その流れを図式化すると次頁のようになると考えている。

民族の「名」とその実体化をめぐる民族論的状况分析

「意味するもの」先にありき ○○族



○○族社会/文化的構成要素

民族の差異化の基盤はその要素分析+意識 (?)

旧来からの「民族」観の位相

「意味されるもの」から「再」構築された○○族/○○民族文化

特定の「民族文化」的要素の取捨選択と総体化

諸文化要素を有機的に結びつける総体として・・・

○○民族意識、○○民族文化の「再」構築

(ビルマでは 文藝+文化 *Sapei yinkyehmu*)

“民族1”：記憶/伝承の源泉として遡及対象
(Invented Culture の文脈において)

+

“民族2”：多民族国家を構成する民族

多民族国家における「民族」観の位相

“民族2”としての民族間関係の認識

(国家による構成多民族の並列化による)

+

政治的経済的格差の原因を民族性に求める「民族」観

政治的経済的弱者として位置づけられる現実

+

民族 (Minority) としての位置づけを肯定的なものに変換

||

“民族3”：○○族、○○族文化として対象化
対象化する主体として「再」形成

*上記チャートは、中川 敏 1996『モノ語りとしてのナショナリズム』金子書房所収の分析概念としての「民族1/国家/民族2」を念頭において作成している。

現実にフィールドワークにおいて接する「名」のある民族は、“民族2”の国家を構成する民族集団であり、“民族1”と遡及的に系譜関係を認定する傾向が認められるのである。中川敏氏はその間に「国家」を置いた。

「国民国家」が地球上のほとんどの政治単位の国体の標準となって久しい。いうまでもなく、国境が不確定な跨境地域もあり、国境の向こうとこちら側で連帯感の強い人々が国境によって分断されたり、難民と化している事例を我々は承知している。その一方で、多民族国家内で、マイノリティとしての位置づけを肯定的なものに変換しようとする、いわば第三の“民族3”というカテゴリーもありうるのではないか。換言すれば、“民族2”は、独自に“国家”樹立を願う人々の動向に重ね、“民族3”は、国家内に置いて、マイノリティとしての立場を自覚しつつ、〇〇族、〇〇族文化として自ら対象化する主体としてアイデンティティの「再」形成を試みる人々の動向を念頭においているのである。多民族国家をめぐる民族論的状況の位相として提示しておきたい。

ビルマ世界の民族論的状況の考察は、現地研究者との連携にさらに展開する予定である。その際、ウー・ミンナインの足跡を十分フォローすることは必須の作業であることを改めて確認するとともに、同氏へのオマージュの意味を込めて、単なる民族学研究の成果ではなく、その考察の過程、あるいは哲学にまで踏み込んで研鑽を重ねなければならないのである。

第二部 ミャンマー観光空間の形成～東南アジアを視野に入れて

はじめに

2002年12月28日、ミャンマー（旧ビルマ）連邦の首都ヤンゴン市の郊外に、多民族国家ミャンマーを代表する八民族（カチン、カヤー、カレン（カイン）、チン、ビルマ（バマー）、モン、ヤカイン、シャン）の各民族文化を紹介するオープン展示のテーマパークが開園した。政府関係者は、民族集団間の相互理解の高揚がその造営の主目的と説明する。場所は、タニェイン（シリアム）へ渡るタニェイン橋のたもとで、総面積は約100エーカーとされている。施工者は、現政権傘下の辺境地域民族集団進歩発展省（Ministry of Progress of Border Areas and National Races and Development Affairs）である。同省は、1992年9月24日に政令54/92によって開設された新省庁である。同日同政令によって開設されたもうひとつの新省庁が、ホテル観光省（Ministry of Hotels and Tourism、以下「観光省」と表記）である。上記のテーマパークでは、八民族の伝統家屋の周辺に来訪者向けのアトラクションとして、モン州のチャイティーオ仏塔のレプリカ、南部シャン州・インレー族の湖上家屋など、各州の代表的な風景がミニチュアで再現され、それぞれの伝統家屋では、特に外国人観光客の利便のために、八民族それぞれの出身の若者が英語で対応する。

このようなテーマパークは、多民族を抱える諸国家において、観光地の新しい資源として構築される場合が少なくない。中国西南部各省や北京の民族文化村はよく知られているし、北部タイの少数民族村は「民族観光、Ethnic Tourism」[Smith 1989: 4]に組み込まれている。ラオスと東北タイを結ぶ友好橋のラオス側にも1994年に同国情報文化省の監督指導のもと、広大な「民族公園」が造られている[林 2004: 162]。ミャンマーのそれが、観光省ではなく、辺境地域民族集団進歩発展省によって造営されたことは、同国の観光政策が、極めて政治的な意図をもって実施されていることを的確に表象しており、テーマパークに込められた民族集団間の相互理解への希求という内政的メッセージは、国内に抗争を抱える現実の政治的な状況を外国人観光客に感じさせないという演出なのである。この政権掌握者による「見せない見せ方」に支えられた観光事象を、筆者は「政治的観光」と呼んでいる[高谷 1999: 88]。

東南アジアを訪れる外国人観光客の数は、数千万人スケールで展開しており、その動向のもつ政治的経済的意義もさることながら、そのホスト社会へ波及する社会的文化的影響は、観光人類学・観光地理学などの重要な研究テーマとなっている。たとえばインドネシア・バリ島は、東南アジア地域の中でしばしば研究対象とされてきた代表的な観光地で、植民地時代にその開発の端緒があり、いわば欧米社会からの来訪者を念頭に発見され構築されたことについての研究蓄積がある[永淵 1998、山下 1999]。

他方、ミャンマーは、1962年から1988年まで、軍事政権による事実上の鎖国状態にあり、観光客の受け入れも、最後期で七日間以内という短い滞在期間、観光査証取得の煩雑さ、持ち込み外貨及び物品の検査などから制限されていた。それが1988年以降、経済的貧困状態打開のため、経済開放政策に転じた軍事政権にとって、観光客は外貨獲得の重要

な担い手として期待され、観光行政はその方針に従い企画実行されてきた。

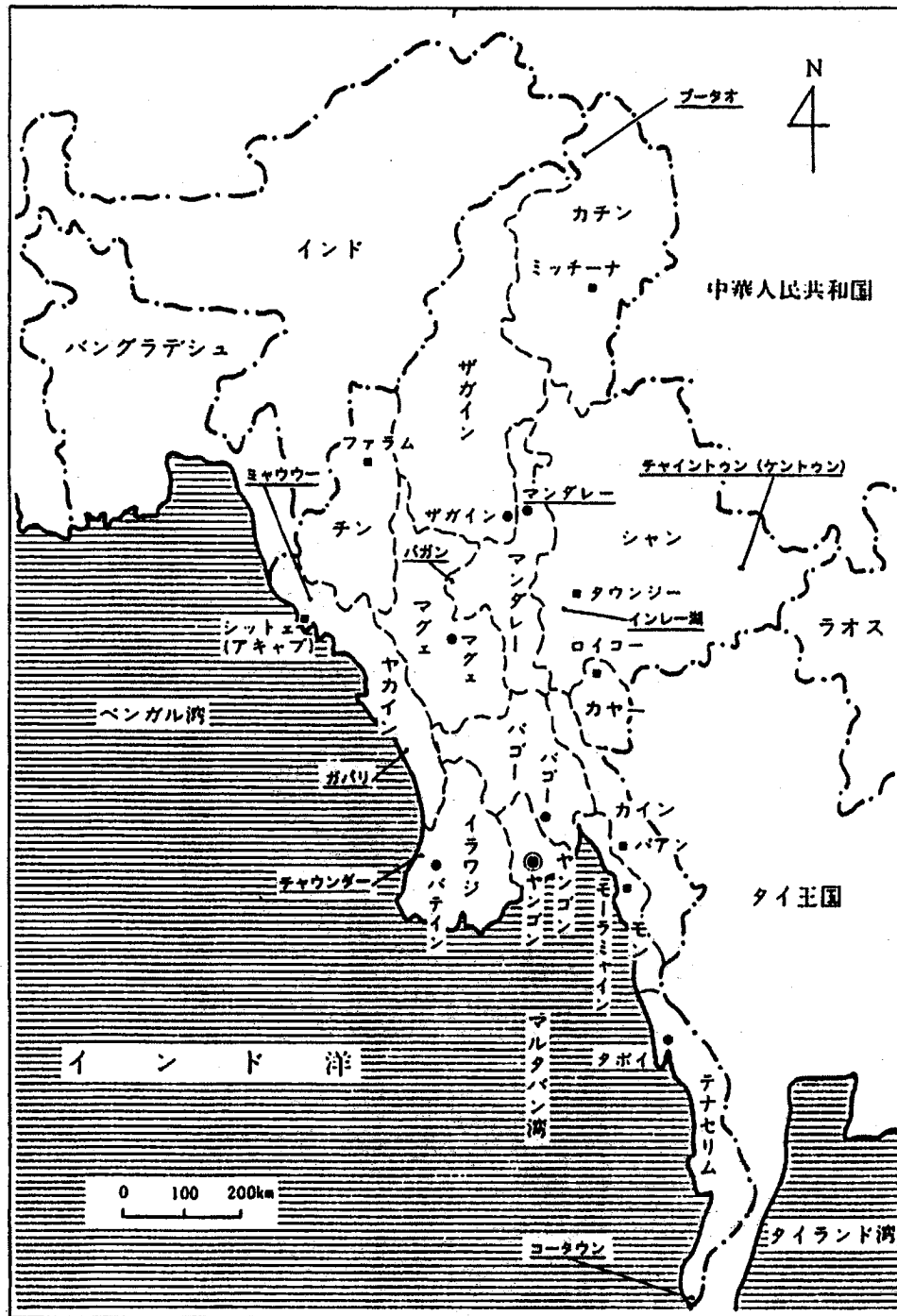
東南アジア大陸部各国の中で、ミャンマーは、国際的に開かれたという意味で、カンボジア、ラオスと並んで観光空間の形成が比較的近年なされつつある。但し、カンボジア、ラオスが世界観光機構 (World Tourism Organization) にすでに加盟しているのに対し、ミャンマーは 2004 年 12 月現在で未加盟である。また 1998 年時点でユネスコの世界遺産候補の前段階まで、カンボジアのアンコール、インドネシアのボロブドゥル寺院遺跡群、タイの古代都市スコタイと周辺の古代都市群と並び、ミャンマーのバガンが加わっていたが、結局バガンだけが認定を見送られた。その後、タイの古代都市アユタヤなどが追加認定され、ラオスでルアン・パバンの町などが、同認定を受けたことと比較すれば、経済制裁に代表される内政干渉を警戒し、国際社会と一定の距離を置こうとするミャンマー政府の特異的な姿勢をうかがうことができるのである。本稿は、その特異性を念頭に、東南アジア他地域の状況を視野に入れながら、ミャンマー観光空間の形成について、可能な限り一次資料を活用しながら論述することを目的とする。

多民族国家ミャンマーの概観

ミャンマー連邦は、1948 年 1 月 4 日に英領から独立した東南アジア大陸部に位置する一国民国家である。全人口は、2004 年時点の推定で 4,700 万人である。第二次世界大戦中に、日本軍が進駐して戦場となった歴史があり、戦時体験を綴った会田雄次著『アーロン収容所』(1962) に代表される回想記の出版が相次ぎ、日本とも関係が深い国のひとつである。無条件にビルマを賛美する「ビルマ・メロメロ」の旧日本軍人の渡航が多いという指摘[会田 1975: 17, 43]のように、日本からの訪問者の中には、戦没者慰霊及び遺骨収集団が数多く含まれてきた。またフィクションであり実像とは異なるものの、日本人のミャンマー(ビルマ)観の基盤となっているのが、過去二度、市川崑監督で映画化された竹山道雄原作「ビルマの豎琴」である。これらを契機とする日本とビルマの関係の軌跡が、国民の九割近くが敬虔な仏教徒であることと結びついて、日本人観光客を魅了するといわれてきた。

現在、断続的に開催されている新憲法制定を議題とする国民議会で、行政区分の再編が検討されているが、現行では 1974 年憲法の規定による 7 管区 7 州の区分でミャンマーは統治されている(地図参照)。完全に棲み分けてはいないが、概ね平地部に位置して地域名や中心となる都市名を冠した 7 管区にはビルマ族が居住している。冒頭で述べたテーマパークのビルマ族を除く 7 民族名は、7 州の名前であり、主に山地部に位置している。1983 年の国勢調査によると、ビルマ族が全国民の約 69 パーセントで、次いでシャン族が 8.3、カレン族が 6.2 をそれぞれ占めている。国家を構成する民族の数は 135 と報告されているが、ビルマ族の政治的文化的優位は動かず、ビルマ族及びビルマ文化を中心とした国民統合・国民文化の形成が政府主導で推進されている。共通語はビルマ語だが、かつて英領だったため、英語も公用語同然の扱いをされている。言語系統は、大多数がチベット・ビルマ系で、ビルマ、ヤカイン、カチン、カレン、チンなどが含まれる。その他にシャンを代表とするタイ系、モン、パラウンなどのモン・クメール系、また少数のマライ系もマレー半島につながる島嶼部に分布する。さらに一般にカラーと呼ばれるインド系住民が植民地

時代以降定住し、その大半はヒンドゥー教徒あるいはイスラームである。また中国系の人々も定着し、インド系の人々と並び、経済的活動の中心にある。



現在のミャンマーの州と管区

1962年3月2日のネーウインによるクーデター以降、1988年の民主化運動が激化した時期を除き、軍事政権が一貫して国家権力を掌握してきた。経済的鎖国政策を事実上の国是とすることで、観光産業の育成は全く考慮されず、1988年9月成立の国家法秩序回復評議会（通称 SLORC）そして1997年11月にそれを継承した国家平和発展評議会（通称 SPDC）の登場を待たなければならなかった。但し、1988年以降も、政策的には、民主化運動との軋轢を理由に国際的に悪化しているイメージの払拭と、外部資金導入による国家

財政の貧窮状態打開が優先されてきたのである。また民主化運動を牽引する国民民主連盟(National League for Democracy, NLD)のリーダー、アウンサン・スーチーと軍事政権との対立の構図は、2004年9月の政権内穏健派とされ、女史とのパイプ役であったキンニョン前首相の更迭で、さらに混迷を深めている。

現政権の諸政策について彼女は次のように批判的である。

「一国全体をとって見れば、私たちの国はとても豊かです。このように豊かであるにもかかわらず、国民は貧しく、不安、心配を抱きながら生きなければならないというのは、誤った統治制度のためです。経済的繁栄というのは、正しい政治制度があってこそ達成されるのです。ですから、いまは、経済を優先せず政治を優先する必要があります。」[アウンサン・スーチー1996a: 179]

またその著書の中で NLD の経済目標の中に「より効果的な観光産業の促進」を挙げながら、次のように述べている。

「健全な経済発展に不可欠なのは法の支配にしっかり根ざした政治制度であると信じる。・・・私は、外国からの投資について見解を求められると、いまはまだ投資すべきではないと答える。」

[アウンサン・スーチー1996b: 57-61, Aung San Suu Kyi 1997: 43-45]

観光産業のインフラストラクチャーの整備には外国からの投資は必須であるが、彼女は時期尚早だという。即ち、NLD 側も、外国からの投資に期待する観光産業育成に反対ではない。但し、その前に政治体制の民主化が優先されるべきであるという主張なのである。ミャンマーの観光事象は政治的な争点ともなっている。

ミャンマーの「政治的観光」の形成

「観光地」としてのミャンマーの最大の魅力は、仏教建築物と仏教遺跡にある。ミャンマーの観光ルートの定番ともいえるのは、バガン、マンダレーを二本柱として次いで南部シャン州の三カ所である。ヤンゴン市内の旅行代理店での伝聞でも、その三カ所についての関心と人気は旅行者の間で高い(具体的な訪問者数は後述する)。また国営航空(ミャンマー・エアウエイズ)及び民間航空(エアー・マンダレー、ヤンゴン・エアウエイズ)による空路の主路線もこの三カ所間に就航している。

仏教徒による観光行動は、既存の人類学的研究において、指摘されている [Turner and Turner 1978: 20, 江口信清 1998: 12] ように巡礼とセットである。彼らは、有名なパゴダ祭りに参詣するという巡礼の慣習に則っている。その状況も、人々の行動様式を支える価値観も、歴史的に変容していない。19世紀から今世紀初頭に掛けて、Shway Yoe というビルマ風ペンネームを持つ英国人行政官スコット(James George Scott)は、その著書である *The Burman: His Life and Notions* の中でパゴダ祭りについて次のように記述している。

「ビルマのパゴダ祭りは、この国のもっとも華やかな光景であると同時に、もっとも頻

繁に行われる行事のひとつである。各パゴダの祠には、独自の縁日があり、年中行事となっている祭礼当日には、一般の人々の行楽の日となっており、周辺地域から集まった多数の人々の目的は、参詣というよりも歓楽にある。・・・青年男女は、パゴダ祭りを歓楽と戯れの機会として待望している。野外劇場の長い夜、饗宴や遊技の娯楽は、一両日続かないからこそ楽しみが増すのである。年長者もまた劣らずパゴダ祭りを楽しみにしている。昔なじみの友達と会い、近郊近在の世間話を交わし、必ず新しい知己を得るのである。・・・パゴダ祭りでもっとも盛大なのは勿論ラングーン（ヤンゴン）のシュエダゴン・パゴダである。巡礼の人々は、ビルマ全土はもとより、遠くシャン高原から、さらに海外の諸地域、シヤム、カンボジア、朝鮮から参集する。」 [Shway Yoe 1910: 211-212]

敬虔な仏教徒にとって、巡礼の動機づけはいうまでもなく仏教聖地参詣による功德蓄積である。祭礼のパゴダの境内や参道の出店や遊興施設を楽しみにしている人々もまずは礼拝に向かい、祈りを捧げ喜捨を行うのである。上記のエッセイに出てくるシュエダゴン・パゴダは、現在も国内最大の聖地であり、国内外からの多数の参拝客、観光客で連日賑わっている。巡礼の慣習自体は伝統的なものではあるが、今日の観光産業が力を入れている主な場所が、バガン、ヤンゴン、マンダレーなどの仏教徒巡礼地であることを考えると、ゲストを誘引したいホストの観光産業側が考える観光の様式は、巡礼型に基盤があるように思われる。他方、諸民族の宝庫とされるシャン高原や海岸のリゾートなどでの観光事象は、その意味では近代的な色彩を帯びているといえるだろう。

1962年の政変以来、観光産業育成のためのインフラ整備が進行せず、ミャンマーを訪問する外国人観光客の数は伸び悩んでいた。その数は、1990年代に入って急激に伸びている。特に、1996年11月に始まる国家的観光キャンペーン Visit Myanmar Year 以降の伸びが顕著である。数字に関するデータは、出入国を管理する入国国民登録省が、1980-81会計年度から2001-2002会計年度までに関して下記のように報告している [Central Statistical Organization (ed.) *Statistical Yearbook 2002*: 396-397]。

最初の表は、通常28日まで認められている観光査証(Tourist Visa)を所持し、陸路、海路そして陸路から国境を越えた外国人来訪者の数と、入国査証(Entry Visa)、商業査証(Business Visa)そして多旅行査証(Multi-journey Visa)を所持したその他の訪問者の数を示したものである。両方を合計すると、1980年代から1990年代前半にかけて二、三万人だった来訪者が、1995-1996会計年度には17万人、1996-1997会計年度には、30万人を超えている。海路はパッケージ・ツアーのみであり、人数はそれ程多くないが、空路、陸路での来訪者数の増加がめざましい。ミャンマーの英字週刊誌 *Myanmar Times* (2005年2月20日付け) は、2004年にミャンマーを訪問した外国人観光客は、65万人余りで前年比10パーセント増加と報じている。但し、前年10月に同週刊誌は、2002年までに21万人を超えたと報じて(2004年10月8日付け)、数字自体に必ずしも一貫性が認められない。なお、別の政府資料で、ヤンゴン国際空港を通過した観光客が、2002-2003会計年度で22万人余りとあり [Ministry of Information (ed.) *Magnificent Myanmar 1998-2003*: 141, 2004]、前者の65万人余りという数字は、観光査証以外の査証で来訪した外国人も含まれていると思われる。

2003年に、外国人来訪者には評判の芳しくなかった入国時のツアー団体ツアー客を除く観光客を対象とした外貨強制両替(入国時、当初300米ドル、その後200米ドルを、外

貨兌換券、Foreign Exchange Certificate に両替することが強制されていた。兌換券のデザインは、中国でかつて使用されていた兌換券のそれとほぼ同じで、中国との経済協力の一端がうかがえる。) が廃止となった。米ドルに対する柔軟な姿勢の要因のひとつは、観光による増収である (2004 年観光収入前年比 17 パーセント増の 1 億 3,500 万米ドル) ことは確かである。但し、その増収が、観光産業の育成のための民間資本の充実に必ずしも結びついていないのは上述の通りである。

OVERSEAS VISITORS

S.N	Year	Total ¹	Tourist ²			Other visitors ³	
			Total	by Air	by Sea		by Land
1	1980-1981	27587	27587	27587	.	.	.
2	1985-1986	35948	35948	35948	.	.	.
3	1990-1991	25261	8806	8446	360	.	16455
4	1995-1996	170143	120205	81428	1978	36799	49938
5	1996-1997	310298	251501	110038	1603	139860	58797
6	1997-1998	329379	265122	117490	3288	144344	64257
7	1998-1999	345829	287394	119159	1116	167119	58435
8	1999-2000	309985	246574	113940	990	131644	63411
9	2000-2001	325042	260616	121016	2960	136640	64426
10	2001-2002	359404	295354	118325	1197	175832	64050

1. Includes visitors with visa and daily or overnight travellers with border pass.

2. Visitors with tourist visa only.

3. Includes visitors with entry visa, business visa and multiple-journey visa.

Source: Immigration and National Registration Department.

次の表は、ミャンマーの外国向け空の玄関口である二つの国際空港 (ヤンゴン国際空港、マンダレー国際空港) での出身国別到着者数である。1995-1996 会計年度以降、台湾からの来訪者が登場するのは、軍事政権成立以降の国外流出者の里帰りに対する規制緩和によるものであり、その数は、日本と並び、21 世紀に入っても最多数である。

TOURIST ARRIVALS AT YANGON AND MANDALAY INTERNATIONAL AIRPORTS BY TYPE OF NATIONALITY

S.N	Nationality	(Number)									
		1980-81	1985-86	1990-91	1995-96	1996-97	1997-98	1998-99	1999-2000	2000-2001	2001-2002
1	American	2780	5577	896	5586	5279	5453	5721	5746	7651	7289
2	Australian	2111	1899	178	1326	1636	1555	1357	1128	1461	1774
3	Bangladeshi	56	137	3	164	1096	129	131	91	84	135
4	Belgium	226	355	199	1041	1705	1766	2080	1977	2113	2182
5	British	1886	3317	554	4468	4415	4360	4529	4255	4615	4597
6	Canadian	573	1352	166	818	930	1022	1085	993	1430	1647
7	Chinese	116	92	1	1139	1388	2212	2384	2737	2979	3170
8	Dutch	196	721	180	1314	1504	1251	1082	1116	1834	2394
9	French	4886	3778	895	6722	11755	12222	11148	11651	10826	10551
10	German	3783	5127	1841	4346	5771	5837	7424	7299	8791	10428
11	Indian	364	351	5	604	1144	1215	981	981	1054	1238
12	Israeli			19	458	1308	1355	1481	995	892	1378
13	Italian	1193	2238	1068	3507	4220	4584	6373	6182	7075	5493
14	Japanese	2749	2974	872	12347	18914	24014	19534	16096	13051	12216
15	Korean	16	97	27	3080	3949	2664	2268	2196	2010	2445
16	Malaysian	97	171	51	1782	3299	3316	2212	2578	5628	6486
17	Pakistani	220	216	8	436	596	436	349	316	411	235
18	Russian	178	2		35	267	55	72	65	99	124
19	Singaporean			56	3488	4582	4600	4455	5427	5480	4737
20	Swiss	1301	2245	475	1791	1641	1678	2189	2192	2859	3581
21	Thai	385	859	201	7159	11835	7331	7736	7159	7414	7491
22	Taiwanese				14086	14168	23722	26770	24671	23269	17535
23	Other ¹	4661	4440	751	5731	8636	6713	7798	8079	9990	11189
	Total	27587	35948	8446	81428	110038	117490	119159	113940	121016	118325

Note: 1. Includes Austrian, Brunei, Hong Kong, Indonesian, Mexican, New Zealand, Philippines, Spanish, Swedish, etc.

Source: Immigration and National Registration Department.

先に掲げた表では、陸路からの来訪者数の多さが顕著である。2003年1月25日付けの *Asian Tribune* にマンダレー市長ヤン・テイン准将への中国人来訪者増加に関するインタビュー記事が掲載されている。[http://www.asiantribune.com/show_news.php?id=2135]。マンダレーは、地理的にもまた歴史的にも19世紀以降、中国からの来訪者にとっての交流のターミナルとなってきた都市である。その理由について、同市長は、2002年10月のインドネシア・バリ島での爆破事件を挙げ、比較的安全であることを強調している。また同記事は、別の理由として、中国・昆明からの雲南航空便就航など、国際便増加を挙げている。その記事に表象される政治性は明らかであり、来訪者の主力が陸路であること、中国からシャン州へ入国する行路が、交易の大動脈であることを考慮すると、政府による観光政策の成果というよりも、ミャンマー政府が抱える政治的問題を理由に欧米そして日本からの経済援助が滞っている間に、中国から経済支援が増大し、中国国境からマンダレーへの行

路が、尚一層経済的な結びつきを強めていることの表れと評価すべきであろう。

後で引用する観光省内部の将来計画立案発表会報告書に、特にバガン、マンダレーを訪問した外国人旅行者数と、南部シャン州の同数字の推定データが次のように記載されている。三カ所（特にバガン、マンダレー）が、移動手段（空路、陸路、水路）の整備に伴って、ミャンマー観光の拠点となっていることが明らかである。観光シーズンである乾季のヤンゴン空港国内線ターミナルの早朝は、上記三カ所へ向かう外国人観光客で恒常的に混雑している。

(1)バガンへの外国人訪問者数

	陸路	空路	水路	合計
1999-2000 会計年度	10,451	29,322	8,472	48,245
2000-2001 会計年度	12,528	29,215	15,560	57,303

(2)マンダレーへの外国人訪問者数

	陸路	空路	合計
1998-1999 会計年度	12,227	39,942	52,169
1999-2000 会計年度	17,117	36,715	53,832
2000-2001 会計年度	15,923	41,039	56,962

(3)南部シャン州への外国人訪問者数（推定）

	ヨーロッパ地域 から	アメリカ地域 から	東アジア・太平洋 地域から	その他の 地域から	世界
1991 年度	2,843	965	550	279	4,636
1992 年度	3,051	1,043	627	319	5,031
1993 年度	3,119	1,036	696	334	5,180
1994 年度	3,282	1,064	752	346	5,445
1995 年度	3,364	1,104	797	372	5,636
1996 年度	3,515	1,147	870	472	5,936
1997 年度	3,625	1,138	860	505	6,174

バガンは、11 世紀から 13 世紀にかけてビルマ族最初の王朝が隆盛した地で、二千二百余の数の仏教寺院、パゴダ（仏塔）群で知られる。マンダレーはビルマ族最後の王都で、現政権の観光政策と国民意識醸成に寄与するために再建された王宮及びその関係建築物そして仏塔群が観光客の訪問先である。バガンとマンダレー間に、そしてエーヤワディー河を下ったピェーとバガンの間に観光客用の客船が就航しており、バガンの表には水路での訪問者数が報告されている。二つの表の合計数がほぼ似通っているのは、両方をセットで訪問する観光客が多いことを示している。

南部シャン州の主たる観光資源は、インレー湖のインダー族の湖上家屋と浮き畑、そして少数民族だが、最近、カクツと呼ばれるパゴダ群が人々の関心を集め始めている。表に

おける「世界」の欄の数字は必ずしも全体の合計ではないが、近似値である。またミャンマー観光年以降から最近までのデータがないが、1990年代の訪問者の概数を知ることができよう。

ここで独立以降のミャンマー（旧ビルマ）の観光行政の過程をたどってみたい。

ミャンマーの観光業務を独立から1962年の軍事政権誕生まで果たしてきたのは、ビルマ経済開発公社(Burma Economic Development Corporation, BEDC)の指導下にあったツーリスト・バーマ (Tourist Burma)である。1965年12月20日の貿易省令20/65によって、国策としての観光業務の組織化が行われ、ツーリスト・バーマも観光公社 (Tourism Corporation)として発足した。当時はまだ入国査証による滞在可能時間が24時間以内だった時代である。1969年に72時間以内に延長されて7日間以内になるのは1971年のことである。

1971年に、ビルマ空輸公社(Burma Air Transport Corporation)、から旅行情報サービス部門(Tourist Information Service)が独立した。1978年に貿易評議会でひとつの業務が2つの省庁にまたがっている状況を発展的に解消して一本化する決定がなされた。その結果、旅行情報サービスは、ツーリスト・バーマと合体して観光公社の行政下に入ることになった。その後1978年から1992年8月に至るまで、観光業務は貿易省の所掌事項となっていた。

1988年9月のSLORC政権成立以降、開放政策と市場経済の導入を国是としたことから、民間が観光産業に参入できるようにするために、1990年6月20日のSLORCから、政令13/90としてミャンマー観光法 (Myanmar Tourism Law)が発効した。

同法による観光産業が遵守すべき基本原則は次の8点である。

- (1)主権の侵害と国家の安全を守るために
- (2)ミャンマー国家とその市民の利益が増大するように
- (3)観光産業を通じて国家を構成する民族の友好と理解と団結に貢献するために
- (4)ミャンマーの文化的遺産である歴史的遺跡・遺物、伝統工芸、諸民族の慣習を保護発展させるために
- (5)ミャンマーの自然景観の美と自然環境の財産を保護発展させるために
- (6)観光産業を通じて国際親善と理解に貢献するために
- (7)観光産業に関する技術的知識を発達させ、雇用の機会を拡大するために
- (8)旅行者に安心と満足を与えるために [ミャンマー観光法 第2章]

また基本原則に沿って政策を具体化するためにミャンマー観光コミッションを組織することになっている[ミャンマー観光法 第3章]。この時点では、観光省が発足しておらず、民間の観光産業参入を行政的に管理するためのライセンス認可制度が、貿易省から公布され、これらの窓口業務は後に観光省に引き継がれることになる。ライセンスの有効期限は2年間で更新できる。

1992年9月24日に、SLORCの政令54/92によって、新しい省が設立される。観光省の誕生である。また、ミャンマー観光法を発展的に解消されて、ミャンマーホテル観光法 (Myanmar Hotel and Tourism Law)が1993年10月23日に、SLORC政令14/93として発布された。同法で言及されている観光産業 (Tourism Industry) とは、「外国人旅行者に観光の便宜を図る経済企業体であるツアー企画(tour operator business)、旅行代理(travel agency

business)、旅客輸送(tourist transport business)旅行ガイド(tour guide business)」を指している[ミャンマーホテル観光法 第1章]。ミャンマーの観光産業のゲストとしてのターゲットは外国人旅行者であることが明示されている。先のミャンマー観光法では、国内旅行者と外国人旅行者の両方を旅行者 (tourist)としている [ミャンマー観光法 第1章]。

新しいミャンマーホテル観光法の原則となる制定目的として次の6点が掲げられている。

- (1)観光産業の体系的な発展を遂げるために
- (2)旅行者が、ミャンマーの文化的遺産と自然景観の美に接することができるために
- (3)観光産業によって、ミャンマーの文化的遺産と自然の景観の美が破壊されたり損なわれたりしないように
- (4)観光産業を通じて国際親睦と理解に貢献するために
- (5)観光産業に関する技術的知識を発達させ、雇用の機会を拡大するために
- (6)旅行者に安心と満足を与えるために [ミャンマーホテル観光法 第2章]

ミャンマー観光法とミャンマーホテル観光法は、直接的には観光産業の発展のための法律的基盤整備が主目的であるが、二法の原則を比較すると、前者に、後者には記載のない(1)、(2)、(3)の3項目が入っていることが注目される。また国家を構成する諸民族についても、後者には言及がない。前者には、国内的にも国際的に批判を受け孤立する傾向にあったSLORCの立場がうかがえる。1990年と1993年との間で政府を取り巻く国際世論は基本的には変わっておらず、主権遵守、民族団結、内政干渉排除という政治的主張が国家全体のスローガンの中に含まれていることから類推すれば、法律としてはより実務的なものになったといえよう。

観光省の業務は、大臣及び副大臣の指導下に観光監督総局 (Directorate of Hotels and Tourism)があり、総局長(Director-General)が統括している。その指示系統の下には、業務内容が、ホテル観光監督 (Myanmar Hotels and Tourism Management)と飲食産業監督 (Restaurant and Beverage Management)の2つに分かれてそれぞれ局長 (Director)が配置されている。前者は、ホテル業、旅客輸送業、免税店を、後者はモーテル業と飲食店業を監督している。観光監督総局の下には、計画発展局、旅客輸送改善局、観光産業推進局、管理財政局が置かれている。民間の旅行業、ホテル業、旅客輸送業、旅行ガイド業を営む人々のライセンス取得などの管理監督は、総局が窓口となる。

国民、外国人を問わず、観光産業界に参入しようとする者は、その経営形態が、株式会社であれ合弁会社であれ、ミャンマー企業法 (Myanmar Companies Act)を遵守して登記されなければならない。会社組織を作る場合には、国家計画経済発展省 (Ministry of National Planning and Economic Development) の下部にある企業監督総局 (Directorate of Company and Enterprise) に所定の申請書類を提出する。国家計画経済省当局は、申請された業務に関して、観光省の観光監督総局へ同意書の交付を要請する。観光省当局からの同意書を添付して、投資申請を処理する組織であるミャンマー投資委員会 (Myanmar Investment Commission, MIC)へ提出して受理されれば、観光省で希望するライセンスを申請することができる。

またホテルなどの外貨を扱う必要のある業種は、外貨を売買する業務を担当しているミャンマー外国為替銀行(Myanmar Foreign Trade Bank, MFTB)などで管理されている。当該業者は、ミャンマー中央銀行 (Central Bank of Myanmar)の下部組織である外貨取引調整局 (Foreign Exchange Control Department)に、外貨の取り扱いができるようにライセンスを申請して、認可を受けなければならない。認可後にミャンマー外国為替銀行などに口座を開くことができることになっている。

観光省開設直後の省内部のマニュアル(*Directorate of Hotels and Tourism, Ministry of Hotels and Tourism Manual*、原文ビルマ語、1992)には、観光省としてのより具体的な目標として次の10項目掲げられている。

- (1)外国からの観光客と来客を、年間50万人になるまで努力すること
- (2)旅行者が来訪して、外貨収入が増加し、国家財政の向上に寄与すること
- (3)上記の業務に、国営団体だけではなく民間業者が参入できるように助力をすること
- (4)インフラストラクチャーの発展のために、様々な方法を講じること
- (5)市場競争へ徐々に参入していくことができるよう研究と新しい市場を開拓すること
- (6)必要な資金を国外からの投資で充足的に調達できること
- (7)国民が職務の利益について判断できるように教育すること
- (8)責務の精力充足及び能力向上のために計画的に指導すること
- (9)業務が秩序正しくかつ利潤を生むよう発展するために、的確な計画を立案すること
- (10)計画的指導において民間部門の優遇を認めても、本省の監督、指針と歩調を併せて認めること

国家財政安定への道を観光産業の育成による外貨獲得に求めていることが、確実にうかがえる。50万人の外国人旅行者を誘致することは、数字の上だけでは、21世紀に入って達成されたかのようなのだが、その半数以上が陸路を経由した中国人などであり、現実問題として外貨獲得に直接貢献するヤンゴン、マンダレー両国際空港到着の旅行者数が50万人には程遠く、事実上困難な状態にあることは間違いない。また上記(6)(10)が示すように、外国資本の導入を歓迎しても、民間部門への政権からの締め付けがあることは避けられないのである。その実態は、次節で示すように、タイ王国のそれと比較した場合にその格差は歴然となるのである。

観光空間の門戸開放への動向

タイ王国観光研究で知られるコーエン (Eric Cohen)は、タイ観光の三つの顔として、「山地部・山地民」「島嶼部」そして「無制限の売買春」を挙げている。1990年代後半から21世紀にかけて、ミャンマー観光空間の構築と発展に関係するのは特に前二者であり、訪問先によっては国防省からの特別許可が必要であるものの、新たな観光財源として注目されている。後者については、法的に禁止されていることもさることながら、ミャンマーに関して信頼すべきデータや考察が皆無であり、言及しない。

タイ王国を訪問する観光客数は、ミャンマーとは比較にならない程多数である。タイ政府観光庁 (Tourism Authority of Thailand)の統計によれば、21世紀に入り、国際観光客は1,000万人を突破した。観光収入は、2004年度で4500億バーツ (約120億米ドル) に上っている [http://www2.tat.or.th/stat/web/static_index.php]。但し、タイ王国とミャンマー連邦は、その観光資源が共通しており、ミャンマー観光空間の今後の推移を推測する上で、非常に参考となる。その例のひとつが、山地に居住する少数民族の祭事と生活様式を見せる民族観光であり、もうひとつがビーチ・リゾートでのレクリエーション観光である。また1987年の Visit Thailand Year は、フィリピン(1989)、マレーシア(1990)、インドネシア(1991)、ASEAN(1992)、ミャンマー(1996)、カンボジア(1998)などの先鞭となる一大キャンペーンであり、各国の観光空間の形成とその充実を意図した施策だったのである。ミャンマーの観光年 Visit Myanmar Year は、1996年11月18日に開会式が挙行された。ミャンマー政府が推進しつつあった観光行政の一大スペクタクルであった。

The Inauguration of Visit Myanmar Year, 1996.



Myanmar Perspective Vol.12/1996

ミャンマー観光省は、2001年7月に観光事業発展の政策を討議することを目的としたシンポジウムを開催した。その開催目的は、観光大臣ソー・ルイン少将 (当時) の冒頭の挨拶の中に明記されている次の三点である。第一に、観光省内職員として、将来自らの責務を確実に認識することで、国際会議において信念を持って報告することができるようになること、第二に、観光業務の観点から、観光地毎に、その発展を計画的に達成するために必要な点について意見交換をすること、第三に観光省内の人的基盤の発展を顕示すること。換言すれば、国際観光市場に参画するための省内の意識改革と基盤整備が会議の目的だったともいえよう。そこで報告された計画論文は、複合的な開発をめざすべき目標として提示されているが、概略的には、観光地としてすでに代表格となっているマンダレー、バガン、そして歴史が植民地時代にまで遡る景勝地ガバリ・ビーチに関する報告を除き、上記の二つの領域～「山地部」「島嶼部」が関わっていることは明白である。報告の題目

を下記に列挙し、マンダレー、バガン、ガパリ以外の期待される観光地に関する提案の内容にも言及することとしたい。(Papers on Planning of Development of Sites for Tourists in Myanmar, Ministry of Hotels and Tourism, 原文ビルマ語、2001)

- (1) プータオ地域のホテル観光業務に関する計画論文
- (2) チャイントウン (ケントウン) 地域の観光業務発展に関する計画論文
- (3) 南部シャン州のインレー、タウンジー地域の観光業務発展に関する計画論文
- (4) コータウン県カンヨーダン地区・ベイ島嶼部の国際観光業務発展に関する計画論文
- (5) チャウンダー海岸のホテル観光業務に関する計画論文
- (6) 観光地ガパリ海岸の観光業務発展に関する計画論文
- (7) ミャウウー市のホテル観光業務に関する計画論文
- (8) 観光地マンダレーの観光業務発展に関する計画論文
- (9) 観光地バガンの観光業務発展に関する計画論文

カチン州のプータオは、ミャンマー最北端の観光地として注目されている。周辺に居住する少数民族村落観光、そして最高峰カカボラジー (海拔 5881m) を仰ぐ自然観光及び登山・トレッキングの拠点として開発することが、持続可能な観光 (Sustainable Tourism) として提案されている。その開発計画の契機に確実にしたのは、尾崎隆による 1996 年 9 月のカカボラジー初登頂である[尾崎 1997]。この快挙には国防省が支援し、その記録写真がヤンゴン市内の軍事博物館に展示されている。

チャイントウン (シャン語でケントウン) は、東部シャン州の中心で、1962 年 3 月の軍事クーデター以前は、首長であるソーボワ (シャン語でツァオファー) が治めていた土地である。タイ系の言語を話すゴウン・シャン族 (シャン語でタイ・クウン族) をはじめとする少数民族がその周辺に居住し、またタイ王国メーサイから国境を越えたミャンマー側ターチレイからチャイントウンまで、陸路で観光することが 1992 年末 (本格的には 1993 年) から認められ外国人観光客が行き来している。その総数は、1993-1994 会計年度から 1999-2000 会計年度にかけて、ほぼ二~三万人で推移している。報告書では、観光開発を推進するためには、広報不足、商用目的での来訪者が少ないこと、インフラストラクチャーの未整備、越境のための手続きの煩雑などを弱点として指摘し、今後克服すべき課題として付記している。

南部シャン州に関する論文は、観光客の増加を見込んで、同地域における環境保護プロジェクトの体系的遂行が必要だと主張している。併せて観光客の観光資源となっている水、空気の汚染や歴史的遺物などの崩壊が進行すると危惧している。

タイ王国と国境を接してアンダマン海に面した海岸を共有するコータウンに関しては、ダイビング、島嶼などが訪問者への魅力となることを期待し、具体的な旅程を提案している。

チャウンダーは、ヤンゴンから陸路で日帰りが可能な新興リゾートビーチであるが、提案では、特にインフラストラクチャーの整備はこれからだと論じている。

ミャウウーは、ヤカイン州の古い都である。歴史的遺物も多く出土しており、バガンのパゴダとは様式の異なる仏教建築物が保存されている (上記の計画対象地区は、上掲の地

図上にマークしている)。

この段階で言及されていないのが、チン州、ナガ丘陵への旅行である。これらは、現時点で外国人訪問者一般に開放された、つまり通常の観光査証だけで訪問できる旅行ではなく、国防省からの特別許可を必要とする。旅行代理店の案内に宣伝されているが、祭事の際に訪問が限られること、手続き上の手間がかかるというのが現状のようである。この宣伝に参画しているのが、あるアメリカ人の写真作家である [Brenda Davidson-Shaddox 2003]。彼女は、旅行会社 S S T ツーリズムとタイアップして、観光省の支援を受けながら、ナガ族の観光対象としての開発に関与していると、*Myanmar Times* (2003 年 1 月 13 日付け) は報じている。同紙面は、2002 年に二日間のナガの新年祭など行事見学に参加した外国人観光客は 98 人で、2003 年の観光シーズンで、約 170 人の外国人と 77 人のミャンマー人が予約しているという。数字的には、未だ経済効果を論じる段階ではないが、21 世紀に入っての特異的な動向として注目される。ナガ族は、ミャンマーとインドの両国にまたがるナガ丘陵に居住しているチベット・ビルマ系の言語を話す少数民族で、20 世紀半ばまで首狩りの習慣が残っていたことで外部に知られ、ミャンマー側では最近まで全くの未解放地区であった。タイの山地民観光とは重ならない見学対象となっている。

民族観光でミャンマーとタイ王国で共通する見学対象の人々の一群は、ミャンマーでパダウン族として民族認定がなされている人々である。彼らは、成人女性が真鍮の首輪をしていることで知られ、ミャンマー西部のタイ王国と国境を接するカヤー州とシャン州の一部に居住している。タイ側がカヤー州と国境を接する北部タイ・メーホンソン県内で観光が可能であるが、ミャンマー側の居住地区は、特別許可を除き、主に治安上の問題で全くの観光未解放地域である。但し、数年前から観光客の利便を考慮し、南部シャン州のインレー湖畔のフーピン・ホテル (湖濱賓館) が窓口になって、パダウン族を移住させて写真撮影などに応じさせている。

以上のように、ミャンマー観光空間の拡大は、軍事政権と対立しないという絶対条件のもとに民間資本が導入されているのが現状である。軍事政権と連携できた旅行代理店やホテルだけが、特に財政的に魅力的と思われる観光資源を外国人に提供できるという構造が形成されている。ナガ族、パダウン族の事例はそのことを示している。北部タイでの民族観光の対象であるアカ族のイメージ形成に関して、豊田三佳が、年間 15 万人ともいわれるトレッキングツアーのメカニズムにおいて、政治的経済的な力関係の下に、外部者のイメージのみが「事実」としてまことしやかに語られ、解釈され、書き記されていくことの問題点を指摘している [豊田 1996]。ミャンマーの場合は、観光事象における「ホスト」「ガイドあるいは仲介」「ゲスト」の三者の関係性において、「ガイドあるいは仲介」にあたる構成要素に、軍事政権が強く管轄しており、逆説的に「ゲスト」に提示される文化的営みに「反」政府的色彩が表象されていない限り、ホスト社会への影響は相対的に少ない、あるいは「ゲスト」を迎える社会が「ホスト」として能動的に対応しているのではなく、あくまで受動的に対応しているにすぎないといえるかもしれない。別の表現をすれば、「ホスト」は、当該の少数民族社会ではなく、軍事政権が統べるミャンマー国家なのである。その「ホスト」は、外国政府あるいは外国資本からの関与を、市場開放による「ホスト」側への利益蓄積に貢献するプラス面だけに限定し、付随する政治的干渉を極力抑えたいのが、その本音ともいえるのである。

ホスト国家の観光事象の行方

ミャンマーの観光事象の特徴は、あくまで国家事業の枠内で政策的に展開され、民間資本の導入もその範囲内でしかなくない点にある。軍事政権が掲げる経済目標の4番目に「国家経済のイニシアティブは、国家と国民の手になければならない」とあるように、経済活動の主導権はあくまで軍事政権の手中にあり、「国民」という規定は、政府からのつまり上からのそれなのである。

観光客が国境を越えるという「人」のグローバル化が進行する一方で、ミャンマーの「政治」のグローバル化は遅々として進まない。国家財政の逼迫が、「緊急避難的」に外国資本の導入の誘因となっているにすぎないのである。アセアン（東南アジア諸国連合）は、全会一致、内政への相互不干渉が原則だが、経済的な連携をより強く望むことは、「政治」のグローバル化と抵触せざるをえないのである。

2004年12月のスマトラ沖で発生した地震とその津波は、沿岸諸国に甚大な被害をもたらした。しかしミャンマー政府は、外国からの調査団入国と援助を拒否している。財政難打開には、外国資本の導入が必須であるが、他方、国際社会とは一定の距離を置きながら、その均衡の上に、観光空間が形成されつつある。ミャンマー観光のガイドブックにしばしば現地での状況変化がありうると但し書きがある。そのような付記は、まさにミャンマーの政治的経済的位置づけを的確に示しているのである。

先に開会式の写真を掲載したミャンマー観光年の旗振りには、SLORC/SPDC 第一書記キン・ニョン中将（後、大将で首相）であった。しかし、2004年10月19日ミャンマーの国営放送は、彼の辞職を発表した。政権内におけるNLD側とのパイプ役と考えられてきた彼の事実上の更迭は、彼が観光行政の権力構造に中心にあっただけに、当分の間は、彼が描いた路線を踏襲するものの、今後の政権内の動向次第で変動しうる潜在性を秘めていることは確かであろう。ミャンマー政府の動向は観光人類学の立場からも注目されるのである。

[参考文献]

- | | | |
|---------------------------|-------|---|
| 会田 雄次 | 1962 | 『アーロン収容所～西欧ヒューマニズムの限界』中央公論社 |
| | 1975 | 『アーロン収容所再訪』文藝春秋 |
| アウンサン・スーチー | | |
| | 1996a | 『アウンサンスーチー演説集』（伊野憲治編訳）みすず書房 |
| | 1996b | 『ビルマからの手紙』（土佐桂子・永井浩訳）毎日新聞社 |
| Aung San Suu Kyi | 1997 | <i>Letters from Burma</i> , Penguin Books. |
| Cohen, Eric | 1996 | <i>Thai Tourism</i> , Bangkok: White Lotus Press. |
| Davidson-Shaddock, Brenda | 2003 | <i>NAGA Festival</i> , Ministry of Hotels and Tourism in collaboration with SST. Tourism. |

- 江口 信清 1998 『観光と権力～カリブ海地域社会の観光現象』多賀出版.
 林 行夫 2004 「活きる〈周縁〉、揺らぐ〈中心〉～移動するタイ系民族の
 国境域での仏教実践」
 加藤剛（編）『変容する東南アジア社会』めこん、143-200 頁.
- Hitchcock, Michael, V.T.King and M.J.G.Parnwell (eds.)
 1993 *Tourism in Southeast Asia*, London and New York: Routledge.
- Ishizawa, Yoshiyuki and Kono, Yasushi (eds.)
 1989 *Study on Pagan: Research Report*, Institute of Asian Cultures,
 Sophia University.
- 永淵 康之 1996 『バリ島』講談社.
 尾崎 豊 1997 『幻の山、カカボラジ』山と溪谷社.
 Shway Yoe 1910 *The Burman: His Life and Notions*, (orig.1882) 3rd. London:
 Macmillan and Co.,Ltd.
- Smith, Valene.L.(ed.)1989 *Hosts and Guests: The Anthropology of Tourism* (orig.1977) 2nd.
 University of Pennsylvania Press.
- Smith, Valene.L. 1989 "Introduction", in *Hosts and Guests: The Anthropology of
 Tourism* (orig.1977) , 2nd. University of Pennsylvania Press,
 pp.1-17.
- 高谷 紀夫 1999 『ミャンマーの観光人類学的研究』
 広島大学総合地誌研究資料センター.
- 豊田 三佳 1996 「観光と性～北タイ山地の女性イメージ」
 山下晋司（編）『観光人類学』新曜社、131-140 頁.
- Turner, Victor and Edith Turner
 1978 *Image and Pilgrimage in Christian Culture: Anthropological
 Perspectives*, Columbia University Press.
- 山下 晋司 1997 『バリ観光人類学のレッスン』東京大学出版会.
 渡辺 佳成 1997 「英雄としての王たち」
 田村克己・根本敬（編）『アジア読本～ビルマ』
 92-99 頁、弘文堂.

《2005年5月5日脱稿》

*一次資料は本文中に記載

参考文献

- 高谷 紀夫 1993 「民族の『仲間』意識と『よそ者』意識～ビルマ世界におけるシヤンの視角」飯島茂(編)『せめぎあう「民族」と国家～人類学的視座から』、アカデミア出版会、59-82 頁。
- 高谷 紀夫 1995 「ビルマ精霊伝説考～コーミョウシン(Ko Myo Shin) の伝承から」*Monumenta Serindica* No. 26、293-310 頁。
- 高谷 紀夫 1998 「シヤンの行方」『東南アジア研究』35 卷 4 号、38-56 頁。
- TAKATANI Michio 1998 "An Anthropological Analysis of Burmanization of the Shan", Y. Hayashi (comp.) *Inter-Ethnic Relations in the Making of Mainland Southeast Asia*, pp. 115-130.
- 高谷 紀夫 1999 『ミャンマーの観光人類学的研究』、広島大学総合地誌研究資料センター、研究叢書 33。
- TAKATANI Michio 1999 "Spirit Worship in Northern Shan State", T. Shintani (ed.) *Linguistic and Anthropological Study on the Shan Culture Area*, Institute for the Study of Languages and Cultures of Asia and Africa, Tokyo University of Foreign Studies.
- TAKATANI Michio 2000 "On Narrative Formation of Spirit Legends in Burma (Myanmar)", Hayashi Y. and Yang G. (eds.) *Dynamics of Ethnic Cultures across National Boundaries in Southwestern China and Mainland Southeast Asia: Relations, Societies and Languages*, Ming Muang Printing House, Chiang Mai, THAILAND, pp. 154-168.
- TAKATANI Michio 2001 "Rethinking Cultural Context of Myanmar from Anthropological Point of View", Universities Historical Research Centre, MYANMAR (ed.) *Post Colonial Society and Culture in Southeast Asia*, Part 2, pp. 27-37.
- TAKATANI Michio 2003 "Shan Construction of Knowledge", Universities Historical Research Centre, MYANMAR (ed.) *Texts and Contexts in Southeast Asia*, Part 2, pp. 52-66.
- TAKATANI Michio 2004 "Ethnic Identity and Knowledge of the Shan", Myanmar Historical Commission, MYANMAR (ed.) *Traditions of Knowledge in Southeast Asia*, Part 2, pp. 344-358.
- TAKATANI Michio 2007 "Who are the Shan? An Ethnological Perspective", Mikael Gravers (ed.) *Exploring Ethnic Diversity in Burma*, NIAS Press.
- 高谷 紀夫 2008 『ビルマの民族表象—文化人類学の視座から』法蔵館。